

令和7年9月 2日 開会

令和7年9月11日 閉会

令和7年第3回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

9月2日（火）

議事日程	1
議長及び出席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	3
職務のために出席した者	3
開会	4
会議録署名者決定	4
会期決定	4
報第3号について（提案説明・質疑）	5
議第52号について（提案説明・質疑・討論・採決）	7
議第53号について（提案説明・採決）	10
議第54号について（提案説明・採決）	10
議第55号について（提案説明・質疑・委員会付託）	11
議第56号及び議第57号について（提案説明・質疑・委員会付託）	13
議第58号について（提案説明・質疑・委員会付託）	16
議第59号及び議第60号について（提案説明・質疑・委員会付託）	17
議第61号について（提案説明・質疑・委員会付託）	20
議第62号から議第64号までについて（提案説明・質疑・委員会付託）	21
議第65号について（提案説明・質疑・委員会付託）	25
議第66号について（提案説明・質疑・委員会付託）	26
議第67号について（提案説明・質疑・委員会付託）	33
議第68号について（提案説明・質疑・委員会付託）	35
議第69号について（提案説明・質疑・委員会付託）	36
議第70号について（提案説明・質疑・委員会付託）	39
認定第1号から認定第7号までについて（提案説明・質疑・委員会付託）	41
散会	54
会議録署名議員	55

9月11日（木）

議事日程	57
議長及び出席議員	58
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	58
職務のために出席した者	59
開議	60
会議録署名者決定	60
一般質問	60
3番 西松幸子議員	61
4番 傍嶋邦博議員	64
7番 石原英一議員	70
5番 坂 悟議員	75
1番 栗原宏行議員	80
特別委員会報告	83
議会改革特別委員会	83
常任委員会報告	83
民生文教常任委員会	83
総務産建常任委員会	84
議第55号について（討論・採決）	85
議第56号について（討論・採決）	86
議第57号について（討論・採決）	86
議第58号について（討論・採決）	86
議第59号について（討論・採決）	87
議第60号について（討論・採決）	87
議第61号について（討論・採決）	87
議第62号について（討論・採決）	88
議第63号について（討論・採決）	88
議第64号について（討論・採決）	88
議第65号について（討論・採決）	89
議第66号について（討論・採決）	89
議第67号について（討論・採決）	89

議第68号について（討論・採決）	9 0
議第69号について（討論・採決）	9 0
議第70号について（討論・採決）	9 0
認定第1号について（討論・採決）	9 1
認定第2号について（討論・採決）	9 1
認定第3号について（討論・採決）	9 1
認定第4号について（討論・採決）	9 2
認定第5号について（討論・採決）	9 2
認定第6号について（討論・採決）	9 2
認定第7号について（討論・採決）	9 3
議第71号について（提案説明・質疑・討論・採決）	9 3
議第72号について（提案説明・質疑・討論・採決）	9 5
閉会	9 6
会議録署名議員	9 7

令和 7 年 9 月 2 日 (第 1 日)

議 事 日 程 (令和7年9月2日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 報第3号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について
専第3号 専決処分書
専第4号 専決処分書
- 日程第4 議第52号 専決処分の承認について
専第5号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）
専第6号 令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議第53号 安八町功労者表彰について
- 日程第6 議第54号 教育委員の任命につき同意を求める件
- 日程第7 議第55号 安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第56号 安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第57号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第58号 安八町収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第59号 安八町下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第60号 安八町水道給水条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議第61号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議第62号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について
- 日程第15 議第63号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
- 日程第16 議第64号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 日程第17 議第65号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

- 日程第18 議第66号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議第67号 令和7年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第20 議第68号 令和7年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第21 議第69号 令和7年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議第70号 令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計補正予算
(第2号)
- 日程第23 認定第1号 令和6年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第2号 令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第3号 令和6年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第4号 令和6年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 認定第5号 令和6年度安八郡安八町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 認定第6号 令和6年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について
- 日程第29 認定第7号 令和6年度安八郡安八町公共下水道事業会計決算の認定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 岩田 譲治

○出席議員（10名）

1番	乗 原 宏 行	2番	渡 辺 康 司	3番	西 松 幸 子
4番	傍 嶋 邦 博	5番	坂 悟	6番	渡 邊 裕 光
7番	石 原 英 一	8番	大 平 文 雄	9番	岩 田 譲 治
10番	山 中 美惠子				

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	岡田立	副町長	山田恭
教育長	青山桂子	会計管理者	坂和由
総務課長	河合一	税務課長	堀迫秀紀
生活環境課長	定益直子	福祉課長兼 安八温泉所長	山田靖
こども家庭課長	田中弓	まちづくり推進課長	大平共美
農政課長	松岡政司	教育課長兼 ハートピア安八館長	梅村明広

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	渡邊茂且	書記	川添順子
書記	梶田直也		

(開会時間 午前10時00分)

議 長 どうも皆様、おはようございます。

ちょうど1週間前だったと思うんですけれども、先月26日でございましたが、県の議長会がありました。そのときに、会場へ入るなり、ある議長さんから安八町おめでとうございますと、鈴木さんが世界チャンピオンになられたということでおほかの議長さんからもそういうお声をかけていただいて、自分のことのように大変うれしく感じたわけでございます。

今日4時に、その鈴木歩佳さんが安八町の役場に表敬訪問に来られるということなので、お会いできることを大変楽しみにいたしております。安八町の70周年記念に花を添えていただいたと私は勝手に思っておりますけれども、何せ世界一でございます。私どもとしてもできる限りのことはして、そして安八町の皆さんの喜びといいますか、こういうものを何らかの形で表していきたいなというふうに思っておるところでございます。

それでは、ただいまから始めてまいります。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第3回安八町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、会議録署名者の決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、8番 大平文雄議員、10番 山中美恵子議員を指名いたします。

議 長 日程第2、会期決定についてお諮りいたします。

本定例会の日程は、本日から9月11日までの10日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月11日までの10日間とすることに決定いたしました。

議 長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

岡田町長。

町 長 皆さん、改めましておはようございます。

本日、令和7年第3回安八町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御参集賜り、誠にありがとうございます。

今年も早い時期から夏に猛暑日、酷暑日が続き、線状降水帯の発生も多く、熊本地方をはじめ、各地で雨による浸水被害も発生したところでございます。被害に遭われました皆様に対し改めてお見舞いを申し上げるとともに、明日は我が身と改めて心に刻んだところでございます。

気候が表すとおり、太平洋高気圧がなかなか南下をせず、まだまだ暑い日が続くと予想されておりますが、それに伴い遅い時期まで台風の発生も懸念されると考えられます。さらなる警戒感を持って町民の生命と財産を守るべく、いざというときの迅速で的確な初動態勢の確立と、できる限りの快適な生活環境を提供できるよう努力していかなければならないと思う次第でございます。

町といたしましても、地域防災緊急型地方創生交付金を活用し、防災用資機材のさらなる充実と10月開催予定の防災講演会の開催などで、物資と意識向上の両面からさらなる防災・減災体制の確立に向け取り組んでまいります。

それでは、本定例会に提案させていただきます議案は、専決処分の承認をはじめ、教育委員の任命同意、条例改正のほか、令和7年度一般会計、特別会計補正予算、令和6年度決算の認定などの27議案でございます。

個々の案件につきましては担当課長より説明させていただきますので、十分御審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 これより議案の提案説明に入ります。

提案説明される方にお願いをいたします。説明は簡潔明瞭にお願いをいたします。

議 長 日程第3、報第3号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告についてを議題といたします。

専決処分の報告は2件ありますので、1件を1議案として説明させていただきます。その後に質疑を行います。

提案説明を求めます。

河合総務課長。

総務課長 議案書の1ページをお願いいたします。

報第3号につきまして御説明申し上げます。

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものとする。

令和7年9月2日提出、安八郡安八町長。

1枚はねて、3ページをお願いいたします。

専第3号 専決処分書。

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項（平成30年安八町議会告示第1号）として、次のとおり専決処分する。

令和7年6月5日専決、安八郡安八町長。

記といたしまして、第1項、和解及び損害賠償の相手方は、議案書のとおりでございます。

第2項、事故の概要、令和7年5月19日午前9時頃、安八町西結2975番地先で、当町会計年度任用職員が運転する塵芥車が交差点を右折しようとしたところ、車両左後方付近の車体が相手方の外構ブロック塀に接触し、ブロック塀の一部が損傷した。

第3項、和解の概要、安八町は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として5万5,000円を支払う。なお、本件和解のほか、安八町及び相手方との間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

1枚はねて、5ページをお願いいたします。

専第4号 専決処分書。

本文については、前専第3号と同一文のため、朗読を割愛させていただきます。

令和7年8月6日専決、安八郡安八町長。

記といたしまして、第1項、和解及び損害賠償の相手方は、議案書のとおりでございます。

第2項、事故の概要、令和7年6月15日午後10時頃、安八町南條1275番地の3地先で、町道の穴ぼこにより相手方の軽自動車の左側前後のタイヤ及び左側後輪のホイールが損傷した。

第3項、和解の概要、安八町は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として5万6,056円を支払う。なお、本件和解のほか、安八町及び相手方との間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

この2事案につきましては、和解となる目的額、損害賠償金額が1件当たり30万円以下であったため、おのおの専決日に和解が成立し、町長の専決事項として処分しましたので報告をさせていただきます。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、報第3号を終わります。

議長 日程第4、議第52号 専決処分の承認についてを議題といたします。

専決処分の承認は2件ありますので、2件を1議題として説明をさせていただき、その後質疑を行います。

提案説明を求めます。

松岡農政課長。

農政課長 議案書7ページをお願いいたします。

議第52号について御説明申し上げます。

議第52号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

令和7年9月2日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、9ページをお願いいたします。

1件目の専第5号につきまして御説明申し上げます。

専第5号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）。

令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の増額に歳入歳出それぞれ61万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億4,670万2,000円

とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和7年8月8日専決、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、11ページをお願いいたします。

第1表 岁入歳出予算補正。以下、表の単位は1,000円でございます。

上段が歳入、下段が歳出でございます。

いずれも補正前の額72億4,609万1,000円にそれぞれ61万1,000円を追加し、72億4,670万2,000円とするものでございます。

裏面、12ページをお願いいたします。

2の歳入でございますが、特定財源につきましては、歳出にて御説明申し上げます。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額7万3,000円は、今回の補正のため、基金から繰入れを行うものでございます。

3の歳出でございます。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費、補正額61万1,000円、特定財源のその他、負担金53万8,000円は、空中散布受益者負担金でございます。節区分、需用費19万1,000円は薬剤費、委託料42万円は空中散布防除の委託料であります。

主食用米の作付面積増加によりまして、空中防除に係る薬剤費と委託料に不足が生じました。こちらは防除実施前に契約を締結する必要がありましたので、専決処分を行ったものでございます。

議長 大平まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 議案書13ページをお願いいたします。

専第6号につきまして御説明させていただきます。

専第6号 令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）第1条、令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）第2条、令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款、下水道事業費用、第1項、営業費用、補正予定額601万円の増額。

令和7年8月8日専決、安八郡安八町長。

続きまして、1枚はねていただきまして15ページをお願いします。

令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算実施計画書。以下、表の単位は1,000円でございます。

収益的支出、款、下水道事業費用、項、営業費用、目、処理場費、補正前の既決予定額1億9,486万円に補正予定額601万円を追加し、2億87万円とするものでございます。

1枚はねていただきまして、17ページをお願いします。

令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算実施計画明細書でございます。

款、下水道事業費用、項、営業費用、目、処理場費、今回補正額601万円、節区分、修繕費の601万円は、浄化センター1号汚泥棟内の汚泥脱水機の不具合による修繕費でございます。

汚泥脱水機が稼働を停止しますと汚泥処理が滞り、放流水質が悪化してしまいますので、緊急で修繕対応が必要となりました。

専決処分による補正予算の報告とさせていただきます。

なお、この補正予算につきましては、当年度の内部留保資金を財源とさせていただきます。

以上2件の専決処分につきまして、御承認いただきますようよろしくお願ひをいたします。

議長 本件につきまして質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第52号は原案どおり承認いたしました。

議長 日程第5、議第53号 安八町功労者表彰についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

岡田町長。

町長 それでは、議案書の19ページをお願いいたします。

議第53号 安八町功労者表彰について、朗読説明申し上げます。

町の功労者を別紙のとおり選定したいので、安八町功労者表彰条例（昭和42年安八町条例第13号）第2条の規定により、議会の同意を求めるものとする。

令和7年9月2日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、表を御覧いただきたいと思います。

表彰者の一覧表となっております。

町長、町議会議員、区長の部で各1名、体育振興の部で3名、町職員の部で6名の方を表彰させていただきたいというふうに考えております。お名前の朗読は省略させていただきますが、それぞれの方が各分野において御尽力賜り、安八町の発展に多大な功績を残された方々でございます。つきましては、11月1日に開催を予定しております安八町合併70周年記念式典の場で表彰させていただきたいと考えております。どうか御同意賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 本件については、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第53号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第6、議第54号 教育委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

提案説明を求めます。

岡田町長。

町長 それでは、議案書の23ページをお願いいたします。

議第54号 教育委員の任命につき同意を求める件について、朗読並びに説

明を申し上げます。

教育委員を次のとおり任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

令和7年9月2日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、敬称は省略をさせていただきます。住所、安八郡安八町東結1506番地の8。氏名、板屋千都世。生年月日、昭和47年6月4日生まれ。

提案理由といたしまして、さきの6月定例会において選任同意をいただきました板屋千都世教育委員でございますが、前任者の残任期間が9月30日で満了を迎えるので再任をお願いしたいと考えます。人格高潔で教育実情にも理解が深く、今後も町の教育の発展に必ずや御尽力いただけるものと確信をしております。どうぞ御理解いただき、御承認を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

議長 本件については、質疑及び討論を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。議第54号について採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第54号は原案どおり同意することに決定をいたしました。

議長 日程第7、議第55号 安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

河合総務課長。

総務課長 議案書の25ページをお願いいたします。

議第55号につきまして御説明申し上げます。

議第55号 安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負

担に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年9月2日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねて、27ページをお願いいたします。

安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料で御説明申し上げます。

議案資料の1ページをお願いいたします。

安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表でございます。

左の列が改正前、右の列が改正後となります。

最近における物価の変動等により公職選挙法施行令が一部改正され、選挙における公費負担額の単価の見直しがなされました。

第8条に規定する選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価を「7円73銭」から「8円38銭」に、第11条に規定する選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価を「541円31銭」から「586円88銭」に引き上げ、改定するものでございます。

議案書の27ページにお戻り願いまして、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第55号は、会期内の総務産建常任委員会

に付託をした上、審査していただくことで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第55号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第8、議第56号 安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

日程第9、議第57号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についての2議案を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、日程第8、議第56号と日程第9、議第57号を一括議題とすることに決定いたします。これを議題といたします。

提案説明を求めます。

河合総務課長。

総務課長 議案書の29ページをお願いいたします。

議第56号、議第57号の2議案につきまして御説明申し上げます。

最初に、議第56号 安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年9月2日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、人事院規則10-11の一部を改正する人事院規則（令和7年4月25日公布）の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねて、31ページをお願いいたします。

安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料で御説明申し上げます。

議案資料の3ページをお願いいたします。

安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表でございます。

左の列が改正前、右の列が改正後となります。

中ほどでございます。

第17条の2を新設し、任命権者は、妊娠・出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等について規定をいたします。

第1項では、職員本人または配偶者の妊娠・出産等の申出をしたとき、ページが裏へ続きまして、4ページの第2項では、3歳になるまでの子を持つ職員に対して、それぞれ第1号では仕事と育児の両立支援に係る制度について情報を提供すること、第2号では同じく両立支援に係る制度等の利用について意向を確認すること、第3号では子や家庭の状況に応じた両立支援の支障となる事情の改善に資する事項について意向を確認すること、これを規定し、第3項では、任命権者は、それぞれ第3号で意向を確認した両立支援の支障となる事情の改善に配慮することを規定いたします。

そのほか、条ずれや条の繰下げ、文言の修正など、所要の改正を行うものでございます。

議案書の32ページにお戻りを願います。

附則でございます。

第1条として、この条例は令和7年10月1日から施行することとし、第2条で経過措置を設け、この条例の施行日前でも条例第17条の2の各項各号の規定を適用するものでございます。

続きまして、右側の議第57号をお願いいたします。

議第57号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年9月2日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねて、35ページをお願いいたします。

安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の提案資料で御説明申し上げます。

議案資料の5ページをお願いいたします。

安八町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表でございます。

左の列が改正前、右の列が改正後となります。

中ほどでございます。

第19条において、現行の育児休業等に伴う部分休業を第1項で第1号部分休業と、裏面6ページの第19条の2第1項で第2号部分休業に分割し定義をいたします。

5ページに戻りますが、現行の部分休業は、勤務時間の始めまたは終わりに限り、1日に2時間を超えない範囲内で休業できる制度でございますが、改正前の第19条第1項の末尾において、勤務時間の始めまたは終わりの文言を削り、勤務時間の途中においても1日に2時間を超えない範囲内で休業できる第1号部分休業として改正をいたします。

6ページに替わります。

第19条の2から第19条の4に規定する第2号部分休業は、1年の期間1日につき77時間30分、日数にして約10日を超えない範囲内で、1時間単位で休業できる制度を新設いたします。

第1号部分休業と第2号部分休業は選択制で、どちらかの一方を選択することとなります。右側の7ページ、第19条の5では、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことなど、特別の事情が生じた場合には、小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認めた場合には部分休業の取得パターンを変更できることを規定するほか、所要の改正を行うものでございます。

議案書の36ページへお戻り願いまして、附則でございます。

第1条として、この条例は令和7年10月1日から施行するものでございます。

第2条では、この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めるものでございます。

ただいま御説明申し上げました議第56号の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正及び、本議第57号の職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、仕事と育児の両立支援制度の拡充を図り、育児に伴う部分休業の取

得パターンを多様化するなど、働きやすい職場環境を整備するため条例の一部改正を行うものでございます。

以上、2議案につきまして御審議いただきますよう、よろしくお願ひをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第56号並びに議第57号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第56号と議第57号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査をしていただくことに決定をいたしました。

議長 日程第10、議第58号 安八町収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

定益生活環境課長。

生活環境課長 議案書37ページをお開きください。

議第58号につきまして御説明申し上げます。

議第58号 安八町収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例制定について。

安八町収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年9月2日提出、安八郡安八町長。

提案としまして、岐阜県収入証紙の販売が12月末日で終了になることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただき、39ページをお願いいたします。

安八町収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例。

安八町収入印紙等購買基金条例（平成22年安八町条例第19号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料で説明させていただきます。

議案資料9ページを御覧ください。

安八町収入印紙等購買基金条例新旧対照表でございます。

左半分が改正前、右半分が改正後となっております。

第1条は、岐阜県収入証紙の販売が12月末日で終了となることに伴い、役場窓口での取扱いも12月末日で終了となるため、条文から岐阜県収入証紙を削除するものでございます。

それでは、議案書39ページ末尾へ戻っていただきまして、附則を御覧ください。

この条例は令和8年1月1日から施行するものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第58号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第58号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第11、議第59号 安八町下水道条例の一部を改正する条例制定についてと日程第12、議第60号 安八町水道給水条例の一部を改正する条例制定についての2議案を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、日程第11、議第59号と日程第12、議第

60号を一括議題とすることに決定し、これを議題といたします。

提案説明を求めます。

大平まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 議案書41ページをお願いいたします。

議第59号につきまして御説明させていただきます。

議第59号 安八町下水道条例の一部を改正する条例制定について。

安八町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年9月2日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、災害時において宅内排水設備の早期復旧に対応できる施工業者を確保するため、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、43ページをお願いいたします。

安八町下水道条例の一部を改正する条例。

安八町下水道条例（平成8年安八町条例第6号）の一部を次のように改正する。

以下本文でございます。

内容につきましては、別冊議案資料にて御説明いたしますので、議案資料11ページをお願いいたします。

安八町下水道条例新旧対照表でございます。

右側が改正後、左側が改正前でございます。

第6条第1項中の「工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、」を「工事は、次の各号に掲げる工事を除き、」に改め、第1号、規則で定める軽微な工事、第2号、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事を同条の次に各号に加えるものでございます。

議案書にお戻りいただき、43ページをお願いいたします。

最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、45ページをお願いいたします。

議第60号につきまして御説明させていただきます。

議第60号 安八町水道給水条例の一部を改正する条例制定について。

安八町水道給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年9月2日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございます。

災害時において、室内配管の早期復旧に対応できる水道事業者を確保するため、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、47ページをお願いいたします。

安八町水道給水条例の一部を改正する条例。

安八町水道給水条例（平成10年安八町条例第9号）の一部を次のように改正する。

以下、本文でございます。

内容につきましては、別冊議案資料にて御説明をいたしますので、議案資料13ページをお願いいたします。

安八町水道給水条例新旧対照表でございます。

右側が改正後、左側が改正前でございます。

改正後の第7条第1項に、ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長または他の市町村長が同項の指定した者が給水装置工事を施工する必要があると認めるときは、この限りでない、を加えるものでございます。

議案書にお戻りいただき、47ページをお願いいたします。

最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第59号並びに議第60号は、会期内の総務産建常任委員会に付託し、審査していただくことで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。

したがって、議第59号並びに議第60号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第13、議第61号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

大平まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 議案書49ページをお願いいたします。

議第61号につきまして御説明させていただきます。

議第61号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年9月2日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）の施行に伴い、企業職員についても地方公務員と同様の対応とするため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、51ページをお願いいたします。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和53年安八町条例第17号）の一部を次のように改正する。

以下は本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料にて御説明いたしますので、議案資料15ページをお願いいたします。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表でございます。

右側が改正後、左側が改正前でございます。

第15条第2項中の「一部」を「全部又は一部」に改め、「範囲内」の次に「又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加えるもので

ございます。

議案書にお戻りいただき、51ページをお願いします。

附則といたしまして、この条例は令和7年10月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますよう、よろしくお願ひをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第61号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第61号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第14、議第62号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についてと日程第15、議第63号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議についてと日程第16、議第64号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についての3議案を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、日程第14、議第62号から日程第16、議第64号までを一括議題とすることに決定し、これを議題といたします。

提案説明を求めます。

河合総務課長。

総務課長 議案書の53ページをお願いいたします。

議第62号、議第63号、議第64号の3議案につきまして御説明申し上げます。

最初に、議第62号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、岐阜県市町村会館組合規約の一部を変更する規約を別紙のように定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものとする。

令和7年9月2日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、岐阜県市町村会館組合を解散するに当たり、事務の承継について地方自治法施行令第218条の2の規定による特別の定めを規約に追加するため、関係地方公共団体の協議によりこれを定めるものでございます。

1枚はねて、55ページをお願いいたします。

岐阜県市町村会館組合規約の一部を変更する規約。

以下は改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料で御説明申し上げます。

議案資料の17ページをお願いいたします。

岐阜県市町村会館組合規約新旧対照表でございます。

説明の前に、解散の経緯について触れさせていただきます。

岐阜県市町村会館組合は、昭和30年に県下全市町村をもって組織する特別地方公共団体として設立され、岐阜市内に岐阜県市町村会館を建設し、県市長会や市議長会、県の町村会や町村議長会など、管理運営をしてきました。

しかしながら、建物の老朽化等もあり、平成6年に会館を取り壊し、岐阜県民ふれあい会館へ移転をしており、従前からの軽自動車税の申告に関する事務を行い、事務局は県下21町村が加盟する県町村会が兼務して行っております。

一方、県の市町村、一部事務組合や広域連合61団体が加盟する市町村職員退職手当組合の事務も県町村会が兼務して行っております。議会を異にする2つの事務組合が併存しており、条例の制定・改廃など県町村会の事務に支障を来し、事務効率にも問題が生じているため、今年度末、令和8年3月31日をもって解散することとなりました。

つきましては、地方自治法上、解散に必要な規約の変更や所有する財産の処分方法や決算、職員の身分保障や業務の承継など、解散に必要な手続として議会にお諮りするものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧願います。

左の列が改正前、右の列が改正後となります。

第12条の第1項に組合の解散に伴う事務の承継にあっては、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をもって定める、を加え、改正前の第1項を第2項へ繰り下げるものでございます。

議案書の55ページへお戻り願いまして、附則でございます。

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

1枚はねて、57ページをお願いいたします。

続きまして、議第63号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条及び同法第289条並びに令和7年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合規約第12条第1項の規定により、岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継に関して次のとおり他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第290条及び同規約第12条第1項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和7年9月2日提出、安八郡安八町長。

提案理由といたしまして、岐阜県市町村会館組合を解散すること及び解散に伴う財産処分並びに現に共同処理する事務及び打切り決算の審査及び認定等について関係地方公共団体と協議するものでございます。

記といたしまして、岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議書に代わる同意書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定による岐阜県市町村会館組合（以下「組合」という。）の解散及び同法第289条の規定による財産処分並びに令和7年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合規約第12条第1項の規定による事務の承継等について、次のとおり定めることに異議ありません。

記といたしまして、裏面58ページに移ります。

第1項、解散の期日は、令和8年3月31日をもって解散するものでございます。

第2項、解散に伴う財産処分、所有する第1号、岐阜県県民ふれあい会館

入居基金と第2号、財政調整積立金の処分方法について規定するものでございます。

第3項では、解散に伴う事務の承継等といたしまして、第2号では軽自動車税申告書特別調査事務は42市町村で新たに組織する（仮称）岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会により共同処理することとなります。

第3号から第5号まで、打切り決算の審査及び認定、報告から公表に至るまで、これらの手続の方法を定め、第6号では保有文書の承継について規定をいたします。

第4項、職員の待遇等については、解散時に在職する4名の職員は岐阜県市町村職員退職手当組合の職員として身分や福利厚生制度が引き継がれます。

右へ移りまして、59ページでございます。

第5項では、疑義等の協議として委任事項を規定するものでございます。

以上が、前議第62号で規約の一部変更をした組合の解散に伴う事務の承継に必要な組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議の内容でございます。

1枚はねて、61ページをお願いいたします。

続きまして、議第64号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和8年3月31日をもって岐阜県市町村職員退職手当組合から岐阜県市町村会館組合が脱退すること及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和7年9月2日提出、安八郡安八町長。

1枚はねて、63ページをお願いいたします。

岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約。

岐阜県市町村職員退職手当組合規約（昭和36年9月30日岐阜県指令第13261号許可）の一部を次のように改正する。

別表中「、岐阜県市町村会館組合」を削るものでございます。

附則といたしまして、この規約は令和8年4月1日から施行するものでござ

ざいます。

参考資料として、議案資料19ページにも新旧対照表を掲載してございます。

前2議案で御提案申し上げました岐阜県市町村会館組合が今年度末をもつて解散することにより、岐阜県市町村退職手当組合から削除するものでございます。

以上3議案につきまして、御審議いただきますよう、よろしくお願ひをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第62号から議第64号は、会期内の総務産建常任委員会に付託し、審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長 異議なしと認めます。したがって、議第62号から議第64号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をさせていただきたいと思います。11時15分から再開をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。11時15分からでお願いします。

(午前11時03分 休憩)

(午前11時15分 再開)

議長 再開をいたします。

議長 日程第17、議第65号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

大平まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 議案書の65ページをお願いいたします。

議第65号につきまして御説明させていただきます。

議第65号 和解及び損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものとする。

令和7年9月2日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、第1項、和解及び損害賠償の相手方につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

第2項、事故の概要につきましては、令和7年3月28日午後2時53分頃、安八町南今ヶ渕457番地の7の敷地にて町が水道開栓作業を行いました。しかし、相手方の建築工事中の家屋内で水洗金具等が未設置であったため、漏水が発生し天井、壁、床の内装に被害が生じたものでございます。

第3項、和解の概要につきましては、安八町は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として34万4,662円を支払う。なお、本件和解のほか、安八町及び相手方との間には一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。

以上、御審議いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第65号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第65号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第18、議第66号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

順次提案説明を求めます。

まず、総務課長。

総務課長 議案書の67ページをお願いいたします。

議第66号につきまして御説明申し上げます。

議第66号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第4号）。

令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,177万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億8,847万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和7年9月2日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして69ページ。

第1表 岁入歳出予算補正。以下の表、単位は1,000円でございます。

69ページが歳入、裏面の70ページが歳出でございます。

いずれも、補正前の額72億4,670万2,000円にそれぞれ1億4,177万1,000円を追加し、73億8,847万3,000円とするものでございます。

71ページをお願いいたします。

2の歳入でございますが、特定財源につきましては歳出で御説明申し上げます。

最上段の款項目とも地方特例交付金、補正額、減額の674万5,000円、中段の款項目とも地方交付税、補正額3,526万1,000円につきましては、令和7年度分の交付税の交付額の確定に伴い、補正をお願いするものでございます。

1枚はねて、73ページの上段をお願いいたします。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額、減額の779万円、今回の補正に伴いまして、財源調整のため基金からの繰入れを減額するものでございます。

続きまして、中段の款項目とも繰越金、補正額70万9,000円、令和6年度分決算に伴い、繰越額が確定したため、補正をお願いするものでございます。

続きまして、裏面の74ページ、3の歳出でございます。

3の歳出のうち、74ページの項の総務管理費、76ページ、項の児童福祉費、77ページ、項の保健衛生費における節区分、報酬、給料、職員手当等共済費、

旅費の人事費関係につきましては、令和7年7月1日付職員の人事異動に伴う人件費の各科目間の組替えによる補正ですので、説明は省略をさせていただきます。

それでは、総務課分について御説明申し上げます。

74ページをお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、見出しを除いて1行目の目、一般管理費、補正額433万8,000円、節区分、負担金、補助及び交付金433万8,000円のうち、総務課に係る補正といたしましては、説明欄の地区行政執行経費351万8,000円でございます。

大森地区の公民館改修をはじめ、入方地区では公民館の電灯のLED化、大明神地区では公民館のトイレ改修を予定されており、これらの事業に対する町からの補助金の補正をお願いするものでございます。

2行目の目、情報管理費、補正額374万円、節区分、委託料374万円は、マイナンバーに基づく個人情報を全国の自治体と共有するための装置、中間サーバーを国からの要請により更新する必要が生じたため、装置の移行に伴う設定費用の補正をお願いするものでございます。

3行目の目、企画費、補正額22万円、節区分、役務費22万円は、企業版ふるさと寄附金に係る金融機関への決済手数料でございます。

4行目の目、基金費、補正額100万円、財源内訳、特定財源、その他、寄附金100万円は、町外企業1社からの寄附金でございます。節区分、積立金100万円は、企業版ふるさと納税基金への積立金でございます。

下の75ページへ移ります。

中段でございます。款の総務費、項目とも統計調査費、補正額83万4,000円、財源内訳、特定財源、国県支出金の県支出金83万4,000円は、国勢調査委託金です。

節区分、報酬の50万円、節区分、職員手当等の33万4,000円は、県より委託金の追加交付があったため、国勢調査に係る調査員報酬や職員の時間外手当など人件費の補正をお願いするものでございます。

議長 続きまして、堀迫税務課長。

税務課長 続きまして、税務課分でございます。

議案書74ページをお願いいたします。

下段の表になります。

款、総務費、項、徴税費、目、賦課徴収費、補正額、賦課徴収事務経費に係る補正といたしまして341万6,000円でございます。全て一般財源でございます。

節区分、委託料、業務委託341万6,000円は、令和9年度を基準年度とする固定資産税の評価替えに向けた標準宅地鑑定評価業務に係る業務の委託料をお願いするものでございます。

議長 定益生活環境課長。

生活環境課長 続きまして、生活環境課分でございます。

引き続き、議案書74ページをお願いいたします。

上段の款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額433万8,000円のうち、生活環境課分として、コミュニティバス運行経費に係る補正82万円でございます。全て一般財源でございます。

節区分、負担金、補助及び交付金、補助金、補正額433万8,000円のうち82万円は、にしみのライナー回数券の購入補助金でございます。

1冊が4枚つづりで4,000円の回数券の購入補助額を昨年度の400円から1,200円に増額したことにより、購入者数が見込みより大幅に増加したため、購入補助金を増額するものでございます。

議長 山田福祉課長兼安八温泉所長。

福祉課長兼安八温泉所長 続きまして、福祉課の保健センタ一分の補正予算を御説明させていただきます。

議案書を戻っていただきまして、73ページの下段をお願いいたします。

款、諸収入、項目とも雑入、補正額、増額の922万3,000円であります。

今回は安八郡広域連合より令和6年度分の介護給付費等の精算確定により過年度精算金221万4,000円を、次に岐阜県後期高齢者医療広域連合より令和6年度分の療養給付費等の精算確定により過年度精算金700万9,000円をそれぞれ受け入れるものであります。

1枚はねていただきまして、75ページの下段をお願いいたします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、補正額、増額の5,343万8,000円であります。

財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金5,343万8,000円は、総務

費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。

当初予算では定額減税補助給付金の支給対象者数を500人と見込んでおりましたが、2024年度所得税の確定申告等の確定により支給対象者数が約2,000人となり、それに伴い支給対象額も増えたため増額補正をお願いするものであります。よって、それに係ります事務費も増となり、節区分、職員手当等の時間外勤務手当15万円をはじめ次の需用費、印刷製本費20万円、次の役務費、通信運搬費49万5,000円、次の手数料59万3,000円をお願いするものであります。

次の負担金、補助及び交付金の交付金5,200万円は、定額減税補足給付金を支給するものであります。

次に、目、安八温泉費、補正額、増額の5,000万円であります。

1枚はねていただきまして、76ページをお願いいたします。

財源内訳といたしまして、国庫支出金5,000万円は、民生費国庫補助金の介護予防地域支え合いサポート拠点整備の介護保険事業費補助金であります。

今回、国の介護予防地域支え合いサポート拠点整備モデル事業の内示を受け、安八温泉保養センター健康増進施設を高齢者の介護予防や地域の支え合い活動の拠点として改修等をするための経費を補正するものであります。

節区分、需用費の消耗品費10万円は使い捨て食器等の調理物品を購入するもので、次の委託料、設計委託427万9,000円は改修工事に係る設計業務を、次の業務委託176万5,000円は改修工事に係る管理業務をそれぞれ計上するものであります。

次の工事請負費4,024万9,000円は、改修工事費であります。

次の備品購入費360万7,000円は、改修後の施設における調理家電や食卓テーブル、椅子などを購入するものであります。

次に、目、身体障がい者福祉費、補正額、増額の16万5,000円であります。

財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金8万2,000円は、民生費国庫補助金の補助率2分の1の障害者総合支援事業費補助金であります。

節区分、委託料、業務委託の16万5,000円は、障害福祉サービスメニューの中に就労選択支援という新たなサービスの創設に伴い、システム改修に係る経費を補正するものであります。

次に、目の介護保険費、補正額、増額の102万3,000円であります。

節区分、負担金、補助及び交付金の負担金102万3,000円は、安八郡広域連合への平成30年度から令和4年度分の低所得者保険料軽減補助金の再確定により追加負担金をお願いするものであります。

続きまして、77ページの中段の2段目をお願いいたします。

款、衛生費、項、保健衛生費、目、予防費、補正額、増額の961万円であります。来月10月から行われます新型コロナウイルス感染症蔓延防止に係るワクチン定期接種を開始するため、所要の予算額を補正するものであります。節区分、需用費の印刷製本費4万9,000円は、予診票や発送用封筒の印刷代であります。

次に、役務費の通信運搬費12万1,000円は郵送料であります。

次に、委託料の業務委託944万円には、2つの業務委託がございます。1つ目は医療機関に支払うワクチン接種委託料937万4,000円、2つ目はワクチン接種に係るシステム改修費6万6,000円であります。

議長 続きまして、田中こども家庭課長。

こども家庭課長 続いて、こども家庭課分でございます。

議案書の76ページに戻っていただいて、最下段をお願いいたします。

款、民生費、項、児童福祉費、目、放課後児童クラブ費、補正額、増額の2万5,000円。

財源内訳は、その他の寄附金の2万5,000円でございます。

町内施設を利用する団体より指定寄附金がありましたので、需用費の消耗品費2万5,000円の補正をお願いするものです。なお、知育玩具の購入を予定しております。

議長 松岡農政課長。

農政課長 続きまして、農政課分でございます。

77ページ、最下段をお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農地費、補正額579万1,000円。

特定財源の県支出金220万円は、岐阜県農業農村整備事業補助金でございます。

節区分、工事請負費550万円は、かんがい排水事業に係る県補助金の内示がありましたので、県単土地改良事業の補正をお願いするものでございます。

節区分、公有財産購入費29万1,000円は、農道整備事業における用地取得

面積の確定に伴い町単土地改良事業の補正をお願いするものでございます。

議 長 梅村教育課長兼ハートピア安八館長。

教育課長兼ハートピア安八館長 続きまして、教育委員会分でございます。

議案書は78ページをお願いいたします。

2段目の款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費、補正額11万1,000円。

財源内訳として、特定財源の国庫支出金71万4,000円は教育支援体制整備事業費補助金で、国庫支出金の採択を受けましたので、特別支援教育指導員、ほほえみ教室支援員等の事業に充当し、一般財源を減額する財源内訳の変更でございます。

節区分の備品購入費11万1,000円は、結地区在住の東安中学校1年生の防災マットを購入するものでございます。

3段目の項、小学校費、目、学校管理費につきましては、予算額の変更はございません。

財源内訳の特定財源、国県支出金のうち、国庫支出金17万円は教育支援体制整備事業費補助金、県支出金197万4,000円は学校内教育支援センター整備促進事業費補助金で、国庫支出金及び県支出金の採択を受けましたので、小学校看護師、心の相談員のそれぞれの事業に充当し、一般財源を減額する財源内訳の変更でございます。

4段目の項、中学校費、目、学校管理費、補正額223万円。

財源内訳として、特定財源、県支出金47万6,000円は、学校内教育支援センター整備促進事業費補助金で、県支出金の採択を受けましたので、心の相談員の事業に充当し、一般財源を減額する財源内訳の変更でございます。

特定財源のその他、寄附金20万円は、町内N P O法人からの指定寄附金でございます。

節区分の需用費、修繕費33万円は、登龍中学校の消火器の更新及び防犯カメラの移設費用でございます。

下側、79ページをお願いいたします。

節区分の工事請負費170万円は、校長室の空調機器の更新工事及び2階廊下の天井パネルの補修工事、その下の備品購入費20万円は、中学校費寄附金を活用して熱中症対策機器を購入するものでございます。

目の2段目、組合学校費、補正額70万4,000円、節区分の償還金、利子及び割引料70万4,000円は、令和6年度において東安中学校組合負担金の一部が未払いとなっておりますので、過年度精算分といたしまして安八町一般会計から東安中学校組合へ支払うものでございます。

中段の項、社会教育費、目、公民館費、補正額73万7,000円、節区分の工事請負費73万7,000円は、中央公民館2階会議室の空調機器の更新工事でございます。

2段目の目のハートピア安八費、補正額124万円、節区分の工事請負費124万円は、ハートピア安八天文台の投影機の更新工事に係るものでございます。

下段の項、保健体育費、目、保健体育総務費、補正額314万9,000円、節区分の委託料、業務委託費314万9,000円は、部活動の対外試合の件数の増加により、バス運転委託料の増額をお願いするものでございます。

以上で、議第66号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

御審議賜りますようお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第66号は、会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第66号は会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第19、議第67号 令和7年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

定益生活環境課長。

生活環境課長 議案書81ページをお開きください。

第67号につきまして御説明申し上げます。

議第67号 令和7年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ934万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億9,734万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

令和7年9月2日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、83ページ。

第1表 嶸入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

上段の表が歳入、下段の表が歳出です。

歳入歳出とも合計として補正前の額13億8,800万円、補正額934万6,000円、計13億9,734万6,000円でございます。

1枚はねていただきまして、84ページをお開きください。

歳入歳出の内訳です。

歳入内訳の上段の表からお願ひします。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、国保基金繰入金、補正額、減額の3,816万5,000円。

続きまして、中段の表です。

款項目とも繰越金、補正額4,751万1,000円は、令和6年度決算による繰越金の確定及び繰越金により、基金繰入金の減額をお願いするものでございます。

下段の表は歳出内訳です。

款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、償還金、補正額934万6,000円の節区分、償還金、利子及び割引料、補正額934万6,000円、こちらは令和6年度保険給付費等の確定による県への普通交付金の返還金でございます。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第67号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第67号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査をしていただくことに決定をいたしました。

議長 日程第20、議第68号 令和7年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

山田福祉課長兼安八温泉所長。

福祉課長兼安八温泉所長 議案書の85ページをお願いいたします。

議第68号につきまして御説明申し上げます。

議第68号 令和7年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ874万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,574万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

令和7年9月2日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 嶸入歳出予算補正、単位は1,000円であります。

87ページ上段の表が歳入、下段の表が歳出でございます。

いずれも補正前の額2億7,700万円から874万5,000円を増額し、2億8,574万5,000円とするものであります。

1枚はねていただきまして、88ページをお願いいたします。

事項別明細の2.歳入と3の歳出の内訳であります。単位は1,000円であります。

2の歳入内訳、上段の表からお願いいいたします。

款項目とも繰越金、補正額は増額の874万5,000円、節区分、繰越金は、令和6年度分決算額の確定により、補正をお願いするものであります。

次に、3の歳出内訳、中段の表をお願いいたします。

款項目とも後期高齢者医療広域連合納付金、補正額は増額の874万7,000円、節区分、負担金、補助及び交付金の負担金は、令和6年度分決算額の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金であります。

次に、下段の表をお願いいたします。

款項目とも予備費、減額の2,000円は、今回の補正に伴う端数整理を行うものであります。

以上、御審議いただきますようお願いいいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第68号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長 異議なしと認めます。したがって、議第68号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査をしていただくことに決定をいたしました。

議長 日程第21、議第69号 令和7年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

大平まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 議案書89ページをお願いいたします。

議第69号につきまして御説明させていただきます。

議第69号 令和7年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）第1条、令和7年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）第2条、令和7年度安八郡安八町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

項目4. 主要な建設改良事業、イ、配水管布設工事、補正前1億9,000万円、補正後1億9,620万円。

（収益的収入及び支出の補正）第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

1枚はねていただきまして、90ページをお願いいたします。

収入、第1款、水道事業収益、第2項、営業外収益、補正予定額、増額の29万4,000円。

続きまして、支出、第1款、水道事業費用、第2項、営業外費用、補正予定額、増額の34万5,000円。

（資本的収入及び支出の補正）第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款、資本的収入、第2項、工事負担金、補正予定額、増額の1,070万円。

91ページをお願いします。

続きまして、支出、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費、補正予定額、増額の1,070万円。

令和7年9月2日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、93ページから96ページにつきましては、水道事業会計予算実施計画書でございます。以下の資料、単位は1,000円でございます。

先ほど御説明申し上げました本文第3条及び第4条に係る計画書でございます。

93ページは、収益的収入29万4,000円を増額し、94ページでは収益的支出34万5,000円を増額するものでございます。

また、95ページでは資本的収入1,070万円を増額し、96ページでは資本的

支出1,070万円を増額するものでございます。

続きまして、97ページから100ページは、水道事業会計予算実施計画明細書でございます。

97ページをお願いいたします。

款、水道事業収益、項、営業外収益、目、雑収益、今回補正額、増額の29万4,000円、節区分、雑収益は、保険会社からの損害保険金収入の増額に伴い、増額補正をお願いするものでございます。

1枚はねていただきまして、98ページをお願いいたします。

款、水道事業費用、項、営業外費用、目、雑支出、今回補正額、増額の34万5,000円、節区分、その他雑支出は、損害賠償金の支払いに伴い、増額補正をお願いするものでございます。

99ページをお願いします。

款、資本的収入、項目ともに工事負担金、今回補正額、増額の1,070万円、節区分、土木負担金は、大垣江南線支障移転工事要請による工事負担金増額に伴い、増額補正をお願いするものでございます。

1枚はねていただきまして、100ページをお願いいたします。

款、資本的支出、項目ともに建設改良費、今回補正額、増額の1,070万円、節区分、工事請負費、増額の620万円は、大垣江南線支障移転工事要請による工事請負費増額に伴い、増額補正をお願いするものでございます。節区分、委託料、増額の450万円は、同じく大垣江南線の支障移転工事要請による測量設計業務委託料の増額に伴い、増額補正をお願いするものでございます。

以上、御審議いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第69号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第69号は会期内の総務産建常任委員

会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

議長　日程第22、議第70号　令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

大平まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長　議案書101ページをお願いいたします。

議第70号につきまして御説明をさせていただきます。

議第70号　令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計補正予算（第2号）。

（総則）第1条、令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）第2条、令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

項目4. 主要な建設改良事業、イ、下水道管渠布設工事、補正前4,500万円、補正後5,460万円。

（資本的収入及び支出の補正）第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

1枚はねていただきまして、102ページをお願いいたします。

収入、第1款、資本的収入、第5項、工事負担金、補正予定額、増額の1,730万円。

続まして、支出、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費、補正予定額、増額の1,730万円。

令和7年9月2日提出、安八郡安八町長。

103ページから104ページにつきましては、下水道事業会計予算実施計画書でございます。以下の資料、単位は1,000円でございます。

先ほど御説明申し上げました本文第3条に係る計画書でございます。

103ページは、資本的収入1,730万円を増額し、104ページでは資本的支出1,730万円を増額するものでございます。

続まして、105ページから106ページは、下水道事業会計予算実施計画明

細書でございます。

105ページをお願いいたします。

款、資本的収入、項目ともに工事負担金、今回補正額、増額の1,730万円、節区分、工事負担金、こちらは水道事業と同様に大垣江南線支障移転工事要請による工事負担金増額に伴い、増額補正をお願いするものでございます。

1枚はねていただきまして、106ページをお願いします。

款、資本的支出、項、建設改良費、目、管渠費、今回補正額、増額の1,730万円、節区分、工事請負費、増額の960万円は、大垣江南線支障移転工事要請による工事請負費増額に伴い、増額補正をお願いするものでございます。節区分、委託料、増額の770万円は、同じく大垣江南線支障移転工事要請による測量設計業務委託料の増額に伴い、増額補正をお願いするものでございます。

以上、御審議いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第70号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長 異議なしと認めます。したがって、議第70号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査をしていただくことに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をさせていただきたいと思います。

午後は13時30分から、ここでまた引き続き提案説明を願いたいと思います。13時30分からです。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後0時01分 休憩)

(午後1時28分 再開)

議長 それでは、再開をいたします。

議長 お諮りいたします。

日程第23、認定第1号 令和6年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第24、認定第2号 令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第25、認定第3号 令和6年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第26、認定第4号 令和6年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第27、認定第5号 令和6年度安八郡安八町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第28、認定第6号 令和6年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について、日程第29、認定第7号 令和6年度安八郡安八町公共下水道事業会計決算の認定についてを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、日程第23、認定第1号から日程第29、認定第7号までを一括議題とすることに決定をし、これを議題といたします。一般会計歳入歳出決算の認定についてより順次説明を求めます。

坂会計管理者。

会計管理者 ただいま上程されました7つの認定議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の107ページをお願いいたします。

認定第1号 令和6年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について。

令和6年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和7年9月2日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、109ページをお願いします。

認定第2号 令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和7年9月2日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、111ページをお願いします。

認定第3号 令和6年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和6年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和7年9月2日提出、安八郡安八町長。

1枚はねて、113ページをお願いします。

認定第4号 令和6年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和6年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和7年9月2日提出、安八郡安八町長。

1枚はねて、115ページをお願いします。

認定第5号 令和6年度安八郡安八町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和6年度安八郡安八町土地取得特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付する。

令和7年9月2日提出、安八郡安八町長。

1枚はねて、117ページをお願いします。

認定第6号 令和6年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について。

令和6年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和7年9月2日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、119ページをお願いします。

認定第7号 令和6年度安八郡安八町公共下水道事業会計決算の認定について。

令和6年度安八郡安八町公共下水道事業会計決算について、地方公営企業

法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和7年9月2日提出、安八郡安八町長。

内容につきましては、別冊の黄色い決算付属書類にて御説明申し上げますので御準備をお願いします。

表紙から2枚はねていただきまして、2ページ、3ページをお願いいたします。

令和6年度一般会計及び特別会計実質収支に関する説明書でございます。

一般会計、歳入総額74億4,528万6,427円、歳出総額68億5,142万2,232円、差引額5億9,386万4,195円でございます。差引額のうち、繰越明許費として8,415万5,000円、また地方自治法第233条の2の規定によります基金繰入額は3億3,400万円でございます。

続いて、国民健康保険特別会計、歳入総額13億9,956万2,320円、歳出総額13億5,105万1,798円、差引額4,851万522円でございます。

続いて、後期高齢者医療特別会計、歳入総額2億6,930万6,797円、歳出総額2億6,056万697円、差引額874万6,100円でございます。

続いて、児童発達支援事業特別会計、歳入総額2,126万2,593円、歳出総額1,989万2,123円、差引額137万470円でございます。

続いて、土地取得特別会計、歳入総額66万9,316円、歳出総額25万7,986円、差引額41万1,330円でございます。

続いて、水道事業会計、歳入総額1億8,575万7,749円、歳出総額3億2,748万8,067円、差引額1億4,173万318円のマイナスでございます。

続いて、公共下水道事業会計、歳入総額11億1,205万1,771円、歳出総額12億6,249万1,329円、差引額1億5,043万9,558円のマイナスでございます。

1枚はねて、4ページ、5ページをお願いします。

令和6年度における主要な施策の成果に関する説明書でございます。

第六次総合計画に沿って事業分けをしており、内容説明につきましては、1枚はねた6ページ、7ページの目次、並びに8ページ以降に掲載してございますが、決算内容と関連がございますので、各常任委員会にて御説明を申し上げます。

続きまして、少しへページを飛んでいただきまして、68ページ、69ページを

お願いします。

財産に関する調書でございます。

1. 公有財産、(1)土地及び建物の土地において、公共用財産の学校欄で決算年度中の増減高1,448平方メートルの増につきましては、名森小学校の隣の土地の寄附を受けたものでございます。また、その他の施設の435平方メートルは、総合運動公園の信号交差点角の土地の寄附によるものでございます。合計で1,883平方メートル、決算年度末の土地の現在高といたしましては31万2,615平方メートルでございます。

続いて、右の建物でございます。

木造においては、決算年度中の増減はございませんでしたので、決算年度末現在高といたしましては4,412平方メートルでございます。非木造につきましては、公共用財産のその他の施設として77平方メートル、これは南條地区に整備いたしました一時避難所分を計上しております。よって、非木造の決算年度末現在高は5万4,662平方メートルでございます。木造、非木造の延べ面積の合計の決算年度末現在高は5万9,074平方メートルでございます。

続きまして、(2)有価証券でございます。

岐阜県名産販売株式会社株券から株式会社岐阜放送株券まで、決算年度中の増減はございませんでした。したがいまして、決算年度末の現在高としまして、合計で379万5,000円でございます。

続きまして、(3)物権でございます。

区分の地上権は、決算年度中の増減はございませんでしたので、決算年度末の現在高は4万8,965平方メートルでございます。

続いて、右側の(4)出資による権利でございます。

安八町土地開発公社基金出資金から岐阜県市町村行政情報センター出捐金まで、決算年度中の増減はございませんでしたので、決算年度末の現在高は969万6,000円でございます。

続いて、(5)長良川河川敷ゴルフ場を構成する芝生及び動産類等のゴルフ場として利用できる財産でございます。

区分の有益費は、決算年度中に売却しておりますので、決算年度末現在高はゼロ円でございます。

続きまして、1枚はねていただきまして、70ページをお願いします。

2の物品でございます。

決算年度中に小型乗用車1台が減となっております。これは廃車によるものでございます。よって、決算年度末の現在高といたしましては、計32台を保有しております。

続きまして、右側の71ページをお願いします。

3. 基金でございます。

基金は3月31日現在でございます。

出納整理期間中の令和7年4月、5月に積立て、または取崩しをしたものにつきましては、令和7年度の決算に反映することとなります。これに該当する基金は、ふるさと基金と森林環境譲与税基金で、欄外に米印で記してございます。

令和6年度中に増減のあった基金、上から順に、財政調整基金の決算年度中増減高は2億4,068万8,000円の増でございます。

続いて、減債基金3,043万1,000円の増。

地域福祉基金1,000円の増。

ふるさと基金1,602万1,350円の増。

企業版ふるさと納税基金410万円の増。

森林環境譲与税基金130万1,000円の増。

国民健康保険基金1,840万1,564円のマイナス。

合計といたしまして、決算年度中の増減は2億7,414万786円の増で、決算年度末の現在高は15億8,573万6,961円でございます。

続きまして、1枚はねて、72、73ページをお願いします。

令和5年度・令和6年度款別決算額比較表の一般会計の歳入でございます。上段が5年度、下段が6年度です。

款01町税から、1枚資料をはねていただいて74ページの款の22町債までの歳入合計といたしまして、収入済額の欄、6年度は74億4,528万6,427円で、前年より約500万円の増でございます。また、不納欠損額は469万9,048円、未収入額は5,689万7,085円でございます。

1枚はねて、76ページをお願いいたします。

歳出でございます。

議会費から予備費までの歳出合計といたしまして、支出済額68億5,142万

2,232円、前年より約1億円の減でございます。

続いて、1枚資料をはねていただきまして、78ページをお願いいたします。

町税決算額の推移でございます。

最上段、款の町税全体の決算額は21億538万5,934円でございます。前年比増減額は3,118万8,514円の減で、前年比割合は98.5%でございます。

続きまして、右側の79ページをお願いします。

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費でございます。

社会保障と税の一体改革により、消費税引上げによる增收分につきましては、社会保障の4経費である年金、医療、介護、少子化対策に充てることとされておりまして、社会福祉、社会保険、保健衛生事業に計上しております。

表の右から2列目に、少し小さい文字でございますが、引上げ分の地方消費税という欄がございます。ここに充当した金額をそれぞれ掲載しております。

続きまして、資料は1枚はねて、80ページをお願いいたします。

令和6年度一般会計歳入歳出決算説明書（概要）、歳入でございます。

特定財源につきましては、各常任委員会で説明させていただきますので、一般財源の中で主なものを御説明申し上げます。

款の町税、節の町民税からたばこ税まで合わせて、収入済額は21億538万5,934円でございます。このうち、不納欠損額といたしましては、個人町民税が227万2,000円、法人町民税が31万2,000円、固定資産税が188万3,000円、軽自動車税が23万円で、それぞれ欠損処分をしたものでございます。

続いて、款の地方譲与税でございます。

地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税を合わせまして、収入済額は8,895万1,000円でございます。

続いて、右側の81ページをお願いします。

款節とともに利子割交付金、収入済額83万1,000円。

以下、配当割交付金1,770万1,000円。

株式等譲渡所得割交付金2,270万4,000円。

法人事業税交付金2,823万8,000円。

地方消費税交付金3億6,169万6,000円。内訳は、地方消費税交付金が1億5,521万4,000円、社会保障財源交付金が2億648万2,000円でございます。

ゴルフ場利用税交付金459万6,434円。

環境性能割交付金1,514万5,082円。

地方特例交付金1億2,737万3,000円。内訳は、8,021万3,000円が個人住民税減収補填特例交付金、4,716万円が新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金でございます。

地方交付税16億8,063万3,000円、普通交付税が15億8,528万6,000円、特別交付税が9,534万7,000円でございます。

1枚はねていただきまして、82ページをお願いいたします。

交通安全対策特別交付金、収入済額127万1,000円でございます。

以下の款の分担金及び負担金から、資料はページを3枚はねていただきまして、88ページの上段の県支出金までにつきましては、特定財源でございますので、各常任委員会にて説明をさせていただきます。

続いて、88ページの款の財産収入でございます。

節の利子及び配当金39万3,113円は、財政調整基金の預金利息、東海旅客鉄道ほか配当金でございます。

土地貸付収入722万6,169円、土地の賃貸料でございます。

土地売払収入の2億7,485万9,436円は、土地開発公社への売却を含めて4件分でございます。

公有財産売払収入4,756万1,722円、ゴルフ場有益費売却代金でございます。

続いて、款の寄附金、節の一般寄附金46万7,255円は21件分でございます。

続いて、89ページ、款の繰入金のうち、節の財政調整基金繰入金3億355万4,000円でございます。

続いて、款節ともに繰越金1億7,593万6,698円は、令和5年度純繰越金でございます。

繰越明許繰越金は4,127万8,000円でございます。

続いて、款の諸収入、節の延滞金392万1,499円は、町税に対する延滞金でございます。

1枚資料をはねていただきまして、90ページをお願いいたします。

節の雑入、収入済額1億851万6,810円、このうち、一般財源の主なものといたしましては、最上段の総務課分、職員駐車場協力金、水防倉庫補償金、岐阜県振興協会基金市町村交付金でございます。

続きまして、右側の91ページ、款の町債、節の臨時財政対策債、収入済額1,700万円は財務省から借り入れたものでございます。

続きまして、1枚はねていただきまして、92ページから116ページまでにつきましては歳出の概要でございますが、各常任委員会にて御説明をさせていただきます。

資料は118、119ページをお願いします。

こちらは一般会計性質別内訳及び科目別内訳で、単位は1,000円でございます。表の下から4段目の合計とその下の前年度合計を比較しまして、大きく増減のあった項目を説明させていただきます。

左から4つ目の扶助費の合計が9億7,723万3,000円で、前年度比2億2,937万1,000円の増となっておりますのは、物価高騰対策に係る給付金の増によるものでございます。

次に補助費等、こちらは前年度比で1億3,783万1,000円の増となっております。これは公共下水道事業が公営企業会計となったことによります繰出金からの組替えによるものでございます。

次に普通建設事業費、前年度比で5億3,468万3,000円の減となっております。これは庁舎の耐震改修工事が終了したためでございます。

右のページの積立金、前年度比で1億4,975万7,000円の増、これは財政調整基金への積立てが増加したことによります。

次に繰出金、前年度比で3億1,620万7,000円の減、こちらは公共下水道事業が公営企業会計となったことにより、繰出金から扶助費等への組替えによるものでございます。

続きまして、資料は1枚はねていただきまして、120ページ、121ページをお願いします。

地方債の状況でございます。単位は1,000円でございます。

区分の1の一般公共事業債から9の財源対策債まで、道路工事や学校施設など、それぞれの目的に合わせて借入れを行っております。

最下段の合計、決算年度中発行高の合計といたしましては1億6,940万円でございます。決算年度中の元利償還高は、元金の合計で6億1,107万1,000円、利息の合計で2,103万3,000円でございます。よって、一番右列の決算年度末現在高は、合計で55億3,503万9,000円でございます。

以上が一般会計の関係でございます。

続きまして、特別会計の説明をさせていただきますので、黄色のページ、123ページを1枚はねまして、124ページをお願いいたします。

令和6年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算説明書（概要）でございます。

保険料の現年度分で2億6,410万8,000円、滞納繰越分で1,617万7,000円、県支出金は9億6,619万7,000円、繰入金は一般会計と国保基金から1億2,024万6,000円。

歳入の合計としては、13億9,956万2,000円でございます。

続きまして、右側のページ、歳出でございます。

2つ目の保険給付費、療養諸費で8億18万2,000円、高額療養費として1億2,806万2,000円、国民健康保険事業費納付金は、医療給付費分が最も多く2億4,405万8,000円。

歳出の合計としては、13億5,105万1,000円でございます。

歳入歳出差引額としては、4,851万1,000円でございます。

続きまして、1枚はねていただきまして、126ページをお願いします。
諸計数でございます。

3段目の表、保険料の状況でございます。

一般被保険者の現年度分で、6年度の調定額2億7,590万2,500円に対して収入済額は2億6,410万8,209円で、収納率は95.7%でございます。

次の表の滞納繰越分、6年度の収入済額1,616万5,251円で、収納率は38.7%でございます。また、不納欠損額として792万8,951円を処分しております。

続いて、右側127ページの3段目の表、退職被保険者の滞納繰越分でございます。

6年度収入済額は1万1,445円で、収納率は4.1%でございました。

以上が国民健康保険の関係でございます。

続きまして、2枚はねていただきまして、紫色の130ページをお願いします。

令和6年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算説明書の概要でございます。

上段の表は歳入です。

保険料は、現年度分が1億8,862万8,000円、滞納繰越分は94万2,000円。

また、繰入金6,316万3,000円は、事務費、保険基盤安定、保健事業費として、一般会計から繰り入れております。

歳入合計としては2億6,930万7,000円でございます。

下段の歳出でございます。

2つ目の後期高齢者医療広域連合納付金2億4,497万8,000円が主な歳出で、歳出合計といたしましては2億6,056万1,000円でございます。

歳入歳出差引額は874万6,000円でございます。

次に、右側の131ページ、諸計数でございます。

表の3つ目、保険料の状況でございますが、現年度の6年度分収入済額は1億8,862万7,600円で、収納率は99.5%。

また、滞納繰越分は、6年度収入済額94万1,900円で、収納率は44.3%でございます。不納欠損として10万6,600円を処分しております。

以上が後期高齢者医療特別会計でございます。

続きまして、資料を2枚はねていただきまして、オレンジ色の134ページをお願いします。

令和6年度児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算説明書の概要です。

上段の表、歳入で、障害児給付費2,105万2,000円、これは児童発達支援費として、国からの補助金を国保連合会を通じて受け入れたものでございます。これが主なもので、歳入合計は2,126万2,000円でございます。

次に、歳出では、総務費の一般管理費、人件費が主なものでございますが、1,871万円、そして事業費の118万2,000円を合わせ、歳出合計としては1,989万2,000円でございます。

差引額は137万円でございます。

以下、事業所であるあすなろの園の状況でございます。

ページの一番下の利用状況の関係でございますが、6年度末現在におきましては30の方が登録利用されており、1日平均の利用者数は7.6人となっております。

以上が児童発達支援事業特別会計でございます。

続いて、1枚はねていただきまして、136ページをお願いします。

令和6年度土地取得特別会計歳入歳出決算説明書（概要）でございます。

上段の歳入は、前年度からの繰越金のみで、歳入合計は66万9,000円。

下段の歳出は、公債費のみで、歳出合計は25万8,000円でございます。

差引額は41万1,000円でございます。

最下段、地方債の状況、単位は1,000円でございます。

決算年度中は利子のみ償還しました。決算年度末の現在高は1億180万円でございます。

以上が土地取得特別会計の関係でございます。

続きまして、1枚はねていただきまして、水色の138ページをお願いします。

令和6年度水道事業会計決算説明書（概要）。

表は、左から収益、費用、残高を記載しております。

左の収益欄の区分、水道事業収益、営業収益の給水収益1億8,233万5,736円から営業外収益の長期前受金戻入1,366万5,279円までの計は2億273万680円でございます。

表の下半分、資本の関係です。

資本的収入でございますが、6年度において収入はございませんでした。

よって、収益の合計は2億273万680円でございます。

次に、表の中央、費用欄。

水道事業費用の営業費用、原水及び浄水費2,795万6,829円から営業外費用の消費税940万9,300円までの計は2億259万5,392円でございます。これに資本的支出の建設改良費と企業債償還金の計1億4,186万5,606円を合わせますと、費用の合計は3億4,446万998円でございます。

収益合計と費用合計を差引きしますと、残高の合計としては1億4,173万318円のマイナスでございます。

続いて、下段の表、企業債の状況です。単位は1,000円でございます。

決算年度中の発行高はございませんでした。決算年度中の元利債還高としては元金が1億1,143万1,000円、利子が1,298万1,000円で、一番右列、決算年度末の元金の現在高は16億5,146万6,000円でございます。

以上が水道事業会計でございます。

続きまして、1枚はねていただきまして、緑色140ページをお願いいたし

ます。

令和6年度公共下水道事業決算会計決算説明書（概要）でございます。単位は円でございます。

左の収益欄の区分、下水道事業収益、営業収益の下水道使用料2億6,327万8,159円から営業外収益の消費税還付金2,800円までの計として6億9,704万4,330円でございます。ここに資本的収入の計4億3,894万4,000円を合わせますと、収益の合計は11億3,598万8,330円でございます。

表の中央、費用、下水道事業費用の営業費用、管渠費188万8,958円から特別損失の570万7,110円までの計として6億6,084万7,140円でございます。ここに資本的支出の計6億2,822万448円を合わせますと、費用の合計は12億8,906万7,588円でございます。

収益合計と費用合計を差引きしますと、残高の合計は1億5,307万9,258円のマイナスでございます。

続いて下段の表、企業債の状況、単位は1,000円でございます。

決算年度中の発行高は4億1,230万円、決算年度中の元利償還高といたしましては、元金が6億3,697万7,000円、利子が6,817万9,000円で、決算年度末の元金の現在高といたしましては41億2,163万2,000円でございます。

以上が公共下水道事業会計でございます。

以上、簡単ではございますが、令和6年度の決算説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願ひします。

議長　監査報告を求めます。

監査委員　渡邊裕光議員。

6番　それでは、監査報告を行います。

令和6年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算、令和6年度安八郡安八町国民保険特別会計歳入歳出決算、令和6年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和6年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算、令和6年度安八郡安八町土地取得特別会計歳入歳出決算、令和6年度安八郡安八町水道事業会計決算、令和6年度安八郡安八町公共下水道事業会計決算につきまして、8月25日、26日の両日にわたり、鈴木監査委員と私が監査いたしました結果を報告させていただきます。

決算の審査に当たりましては、町長から提出されました令和6年度一般会

計及び特別会計の歳入歳出決算並びに財産に関する調書につきまして、3つの観点から監査をいたしました。

1つ目といたしまして、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿って適正・効率的に執行されているか。2つ目といたしまして、決算の計数は正確であるか。3つ目として、財産の取得管理及び処分は適正に行われているかを主眼として、関係諸帳簿を調査、照合するとともに、例月に実施した出納検査の結果を踏まえて慎重に審査をいたしました。

審査の結果、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿い、事業につきましては、第六次総合計画及び実施計画に基づき、適正かつ効率的に実施されていることを確認いたしました。なお、財産につきましても適正に管理されておりました。

現金の管理は、地方自治法施行令第168条の6の規定どおり、確実かつ適正に運用、管理されており、歳入金及び歳出金の取扱いにおいても、町の条例・規則で指定された金融機関において適正に処理されておりました。

以上、全ての事項につきまして、適正かつ正確に処理されていることを認めます。

本審査を終え、以下のことを要望させていただきます。

安八町を取り巻く状況は変化しております。事業の推進に当たっても、状況に合わせて変わっていくことが大事だと考えております。同じことをするのではなく、常に工夫をしてよりよい行政運営を行ってください。

また、安八町の重要な事業でありますスマートインターチェンジ周辺の工業団地の造成工事や導水路の工事も始まってきました。これまで以上に皆が力を合わせて進めていかなくてはなりませんが、その一方で、多額の費用も必要となります。事業を精査し、無駄のないよう財政運営に努めていただくとともに、財政調整基金についても計画的に運用していただきたいと思っております。

企業誘致によって町の税収が増加するには年数を要します。それまでの間、非常に厳しい財政状況が続くと思います。気を引き締めて業務に当たってください。今の子供たちが大人になったときに安心して過ごせる安八町になつていただくよう努めていただきたいと思っております。

また、令和6年度財政健全化判断比率を含め、財政関係指標につきまして

も審査いたしました。いずれの状況も健全な範囲にはありましたが、弾力性のある財政とは言い難いものです。引き続き財政規律の向上に努めていただき、健全化に向けてより一層の改善を進めていただくことを要望いたします。

以上、監査報告を終わらせていただきます。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号までは、会期内の各常任委員会に付託の上、審査をしていただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第7号までは会期内の各常任委員会に付託の上、審査をしていただくことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

各常任委員会での審査のため、9月3日から9月10日までの8日間を休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、9月3日から9月10日までの8日間を休会とすることに決定をいたしました。

以上、本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(散会時間 午後2時14分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年9月2日

議長 岩田讓治

議員 大平文雄

議員 山中美惠子

令和 7 年 9 月 11 日 (第 2 日)

議 事 日 程 (令和7年9月11日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 特別委員会報告
- 日程第4 常任委員会報告
- 日程第5 議第55号 安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第56号 安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第57号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第58号 安八町収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第59号 安八町下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第60号 安八町水道給水条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第61号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第62号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について
- 日程第13 議第63号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
- 日程第14 議第64号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 日程第15 議第65号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第16 議第66号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第17 議第67号 令和7年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議第68号 令和7年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議第69号 令和7年度安八郡安八町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議第70号 令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計補正予算(第2

号)

日程第21 認定第1号 令和6年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第22 認定第2号 令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第23 認定第3号 令和6年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第24 認定第4号 令和6年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第25 認定第5号 令和6年度安八郡安八町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第26 認定第6号 令和6年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について

日程第27 認定第7号 令和6年度安八郡安八町公共下水道事業会計決算の認定について

日程第28 議第71号

意見書第1号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について

日程第29 議第72号 安八町町民栄誉賞条例の制定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 岩田讓治

○出席議員（10名）

1番 栗原宏行 2番 渡辺康司 3番 西松幸子

4番 傍嶋邦博 5番 坂悟 6番 渡邊裕光

7番 石原英一 8番 大平文雄 9番 岩田讓治

10番 山中美恵子

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 岡田立 副町長 山田恭

教育長 青山桂子 会計管理者 坂和由

総務課長 河合一 税務課長 堀迫秀紀

生活環境課長	定 益 直 子	福祉課長兼 安八温泉所長	山 田 靖
こども家庭課長	田 中 弓	まちづくり推進課長	大 平 共 美
農 政 課 長	松 岡 政 司	教育課長兼 ハートピア安八館長	梅 村 明 広

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	渡 邊 茂 且	書 記	川 添 順 子
書	記	梶 井 公 歴	

(開議時間 午前10時00分)

議 長 皆様、おはようございます。

この時期になりますと、安八の水害のことを毎年思い出します。私は27歳でございました。

水害の後、ちょうど私の友達が安八水害のことを心配して家に来てくれまして、その人と一緒に水害現場を堤防の切れたところを見に行きました。あの川の広さ、深さ、その辺りを見ておって本当に恐ろしいもんだな、水の怖さを恐ろしいことを感じていました。一方で、水の大切さも感じたわけでございますけれども、最近、雨が降るとどこでも大きな災害になってしまうということで、水の怖さをあのとき以来ずっと感じるこんな毎日を過ごしてきております。それが明日で49年目ということでございます。日々、やはり訓練、防災訓練といいますか、そういう災害対策の訓練、こういうものが大切ではないかなと、また水の怖さ、これも十分に認識しておるつもりでございますけれども、いま一度、皆さんの中でも思い出していただいてそんな日に、祈念日として、安八水害をぜひとも、忘れられないように、次の人に伝えていきたいとそんなふうに思っております。

それでは、ただいまから始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第3回安八町議会定例会の2日目を開催させていただきます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、1番 栗原宏行議員、2番 渡辺康司議員、よろしくお願ひいたします。

議 長 日程第2、一般質問を行います。

それでは、質問通告により発言を許します。

質問の発言をされる方にお願いをいたします。再質問は2回までといたしますので、よろしくお願ひいたします。

3番 西松幸子議員。

3 番 通告に従いまして、私のほうから、オーラルフレイルの改善から元気で生き生き暮らす町へについて質問をさせていただきます。

硬いものがかみにくく、口が渴く、高齢者だけではなく、30、40代から口腔機能の低下、オーラルフレイルが始まることが明らかになってきました。忙しさから食生活がおろそかになることが原因の一つで、日本歯科医師会が2022年、15から79歳の男女1万人に尋ねた調査によると、硬いものをかみ切れないことがあると答えた人は30代で32%、40代で29%でした。食事で顎が疲れることがあるとの回答も30代、40代ともに3割を超え、60代、24%、70代、18%を上回っています。口腔機能の低下に詳しい東京科学大学大学院の金沢教授によると、上下の歯を食いしばる咬合力は、40代から顕著に下がり始めるといいます。かむために使うそしゃく筋は比較的大きな筋肉、使わないと機能の低下が起こりやすいと指摘しています。30代、40代は仕事や子育てで負担が増える世代でもあり、忙しいと食事の回数が減ったり簡単なもので済ませたりしがちで、かむ回数が減った結果、筋力が衰えていると推測しています。60代前後からは舌圧も低下する、舌を上顎に押しつける力で、歯が抜けるなどして食べる量が減ったり、話す機会が少なくなったりすることで舌の活動量が減ることが原因と見られる。

口腔機能の低下は、将来的に心身に様々な影響を及ぼすことも分かってきました。かむ力や舌の力に衰えがある高齢者は、4年後に要介護認定リスクが2.4倍、死亡リスクが2.1倍になるという研究結果も出ています。口腔機能の低下により食事の量が減り、たんぱく質やビタミンの摂取量が少なくなり、その結果、健康状態が悪化、さらに体が衰えると外出も減り認知機能に悪影響が出てきます。金沢さんは、トレーニングすれば機能は維持できるといいます。その一つがガムを使ったトレーニングです。1日10分を目安に1日3回かむと効果的、舌と歯を使って餅つきのようにガムを折り畳んだり潰したりすることで舌や顎の筋肉が鍛えられ、唾液腺も刺激され、唾液量の減少が抑えられる。日常の食事でも、1回につき少なくとも10回かむのが理想的です。

当町ではフレイル予防に力を入れています。地域でのフレイルチェックでは口腔も少し行っていますが、これからはガムを使って口腔機能の改善をしていくことが、高齢者はもちろん30代、40代の皆さんのが将来のためにも、今

からすぐやるべきだと考えます。

平成29年9月議会で、私は健康寿命を延ばすための低栄養の方への料理講習実施について質問し、貧血予防食や低栄養予防食、減塩料理等の講習を実施する運びとなりました。毎月の広報紙には健康長寿食レシピが掲載されています。

高齢者の皆さん、30、40代の皆さんにガムによる口腔機能の改善を広く知つていただくために、広報紙に掲載していただけないでしょうか。また、当町が今年度、フレイル予防、地域つながり拠点整備事業である暮らしているだけで健康になれるまちづくりの介護教室でも、広くガムを使ってのトレーニングを取り入れてください。オーラルフレイルの改善が全身の健康へと導き、元気で生き生き暮らす町を目指していきたいと考えています。よろしくお願いします。

議長 山田福祉課長兼安八温泉所長。

福祉課長兼安八温泉所長 西松幸子議員の御質問、オーラルフレイルの改善から元気で生き生き暮らす町へについて回答させていただきます。

まず、オーラルフレイルの予防につきましては、口腔機能を維持向上させることが重要であると認識しております。議員御指摘のとおり、咬合力や舌圧は年齢とともに低下する傾向にあり、早めの対応、対策が必要であります。当町では、既に地域包括支援センターと保健センターにおいてオーラルフレイル予防に取り組んでいるところでございます。地域包括支援センターでは、介護予防教室やサロンにおいて、そしやく機能チェックガムを活用した高齢者の口腔機能の把握に努めるとともに、最近では東京大学の指導の下、口腔機能の評価に用いられる測定器を取り入れ、発音の不明瞭さや舌の機能など、より多面的な口腔機能のチェックを実施しているところであります。

また、保健センターでは、若い世代を対象とした歯周病検診を実施するとともに、昨年度から包括連携協定に基づき、大垣女子短期大学歯科衛生学科の松下教授の指導の下、むすぶテラスにおいて口腔機能全般をチェックできる教室を開設しました。参加者からは専門的で分かりやすい内容であったので、定期的に開催してほしいなどの感想が多く寄せられました。今後は、今年度末に新たに開設する拠点、安八温泉健康増進施設においても、住民の皆様が主体的にオーラルフレイルの予防に取り組めるような事業を計画し、展

開してまいります。

具体的には、ガムを用いた手軽なチェック方法や測定器の活用を一層推進するとともに、歯科医師会や関係機関とも連携し、子供から高齢者までライフステージに応じた専門職による口腔体操や栄養、運動を組み合わせた各種教室やサロン、町広報紙での周知などを実施してまいりたいと思います。

以上、西松幸子議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長 西松議員。

3番 ありがとうございました。

町では、あらゆる口腔機能の改善についてやっていたいというで安心しております。30代、40代の方はまだ仕事や子育てで忙しく、そういうところへ来ることができません。口腔機能の改善について、やはり周知をしていただかないとこれから、30代、40代の方が一番今そういうパーセンテージが強く出ておりますので、周知のためにも広報紙に掲載していただきたいんですが、その点はどうなんでしょうか。お答えをお願いいたします。

議長 山田課長。

福祉課長兼安八温泉所長 西松幸子議員の再質問に対して回答させていただきます。

議員御指摘のとおり、30代、40代からの検診ということに関しましては、歯周病検診をやっておるところでありますけれども、これからは議員御指摘のとおりその点についても広く広報紙等で周知を図ってまいりたいと思います。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長 西松議員。

3番 ありがとうございました。広報紙で周知をよろしくお願ひいたします。

町民の皆さんには、ウォーキングや元気百倍体操、ヨガやテニスなど運動をして努力されている方が大勢いらっしゃいます。しかしながら、口腔機能の低下が健康状態を悪化させることや、心身に様々な影響を及ぼすことがまだまだ周知されていないのが現状ではないでしょうか。オーラルフレイルの大切さを広めて、元気に暮らせる町にしていきましょう。よろしくお願ひいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 続けます。4番 傍嶋邦博議員。

4番 議長の承認をいただきましたので、私からは安八町財政と今後の方針について質問をさせていただきます。

初めに、安八スマートインターチェンジ周辺の企業誘致が岡田町長の就任後、とても順調に進んでいることに感謝申し上げます。これは職員皆様の御努力と町長の手腕のおかげであると感じております。誠にありがとうございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

お手元にある参考資料1を御覧ください。

まず、将来負担比率について説明いたします。将来負担比率とは、将来負担すべき実質的な負債の額をその財政規模に対する比率で示したものですが、簡単にいうと、このパーセンテージが高いほど将来の財政を圧迫する可能性がありますよというものです。令和6年度将来負担比率は50.7%、令和元年の104.3%から半分以下にまで下げることができました。この改善は大変すばらしいことだと思います。

次に、地方債現在高を御覧ください。こちらの金額は、簡単に説明すると、一般会計における安八町の借金です。こちらは令和元年度に比べ6億5,000万円以上も減らすことができました。そして、安八町の貯金とも言える財政調整基金、こちらは令和元年度には3億7,000万円しかありませんでしたが、ちなみにこの資料には載せておりませんが、今から8年前の平成29年にはなんと1億2,000万円でした。こんな貧乏な自治体は見たことありません。驚きの数字です。それが令和6年度には9億7,000万円と、もうすぐ10億円に届きそうなところまで伸ばすことができました。本当にすばらしいと思います。

ただ、実質公債費比率については12.9%と高い位置で推移しておりますが、こちらは3か年平均の数値であるため高いだけで、単年度で見れば11.25%と低下傾向にあり、令和6年度の財政運営は決して悪くなかったと私は考えております。この実質公債費比率というのは、簡単に申し上げますと、借金の返済額が収入の何%を占めているかを示しているのですが、スマートインターチェンジを造り、庁舎の耐震工事など大きな事業を立て続けに行ったことを考えれば、まあ当然の数字と言えるのではないでしょうか。

そこで、県庁でお勤めされたことのある経験をお持ちの副町長にお聞きいたします。

質問1といたしまして、近隣市町の情勢を鑑みて今の安八町財政について見解を求めます。令和5年度の資料になりますが、参考資料の2がありますので、傍聴席の皆様等はこちらを御覧になって答弁をお聞きいただけたらと思います。

それでは、続きまして今後の方針ですが、企業誘致が順調であるとはいえ、当町の歳入が増え始めるのは10年ほど後になると想定しております。その間に、総合体育館や小・中学校の体育館の空調の整備等、大きな資金が必要となる事業を進めていかねばなりません。そうすると今の財政より悪化していくことが予測されます。また、決算書を見ると令和6年度において安八温泉は5,185万円の赤字運営、ハートピア安八においては7,834万円の赤字運営でした。そして、来年度からふたばこども園を閉園し、こども園への統合をするとお聞きしておりますが、こども園と中学校が2つなのに対し、小学校だけ3つの状態になってしまいます。小学校においても統合を進めれば、人間関係における中1ギャップの軽減や、また毎年かかる経費の削減もできるのではないかでしょうか。

そこで、町長にお聞きいたします。

質問2といたしまして、財政悪化を少しでも食い止めるため、赤字運営である施設、安八温泉、ハートピアの運営の見直しや小学校の統合に着手すべき時期は今であると私は考えますが、町長のお考えはどうでしょうか。見解を求めます。

議長 山田副町長。

副町長 傍聴議員の御質問、安八町地方財政と今後の方針の1つ目の御質問にお答えいたします。

当町の財政状況につきましては、先日の全員協議会において総務課長より報告をさせていただいたとおり、国が示す健全化基準といたしましては健全であるとの判断になります。しかし、実質公債費比率や基金の設立状況は、議員もお話しされたとおり改善傾向にあるものの、近隣市町との数値の比較、あるいは一般的な数値から申しましても、当町の財政状況は全く健全でありますと胸を張って言えるものではなく、今後も改善を図っていく必要がある

と考えます。

しかし、現在のこの状況は、先ほど議員も御指摘のとおり、将来の安八町の持続的な発展のため、公共施設の耐震化や安八スマートインターチェンジの周辺整備など、積極的に投資を行った結果であり、それによりまして来るべき災害への備えであったり、また今日の活発な企業誘致へとつながっているものと認識いたしております。

今後も、学校の屋内体育館の空調整備をはじめ、既存施設の改修など行政需要は減ることがございません。事業の実施に当たっては、内容の精査を行うのはもちろん、補助金の獲得でありますとか有利な財政措置のある地方債の活用などにより財政状況を勘案しながら、より効果的かつ計画的な財政運営に努めてまいります。

以上、傍嶋議員の質問に対する回答とさせていただきます。

議 長 岡田町長。

町 長 傍嶋邦博議員の2つ目の質問について、回答させていただきます。

当町の財政状況としては、工業団地の企業誘致も決定し、将来的に税収の増加も見込まれるところですが、これから7年ほどは現在と変わらず厳しい財政運営が続くと認識しております。公共施設の維持管理については効率的な運営方法を模索しながら実施してまいりましたが、さらなる改善も検討し、全体として健全な財政運営を行う必要があると考えております。

議員御指摘の3つの施設でございますが、安八温泉は、高齢者の健康増進、町民の交流、フレイル予防など、福祉サービスの重要拠点となっており、若年層から高齢者まで皆さんの憩いの場、保養の場として活用されています。本議会においても、フレイル拠点としての機能を強化すべく健康増進施設の一部改修を行う補正予算を計上させていただきましたように、今後も町民にとってよりよいサービスを提供していきたいと考えています。

しかしながら、安八温泉は、オープン以来赤字経営が続いていることは事実でございます。開館時間、料金体系、人員配置の見直し等を行い改善を図ってまいりましたが、今後は設備改修なども視野に入れながら、財政負担の軽減を図る観点からも指定管理制度の導入など民間活力を導入した運営方法への見直しも必要だというふうに考えているところでございます。

次に、ハートピア安八ですが、こちらの施設につきましては、学びの場、

体験の場、交流の場を提供する施設であり、収益を生む施設とは少し違います。多くの皆さんに利用していただくことがこの施設の目的であり意義であると考えておりますので、今後も利用者が増えるよう様々な取組をしながら、生涯学習センターとしてより親しまれるよい施設にしていきたいというふうに考えております。

最後に、小学校の統廃合でございますが、今年は3村合併70周年という節目の年でございます。しかし、小学校というものはそれ以前からの歴史がありそれが地域の誇り、シンボルとされてきました。さらに、それぞれの地域の歴史が加わり、オリジナリティーを發揮し地域に根差した施設として、子供たちが楽しく充実した学びを進めております。現在、少子化が進み児童数は微減となっておりますが、スマートインターチェンジ周辺を中心とした企業誘致などにより、今後数年は人口動態に大きく変化が出てくることも予測されます。また、学校の統廃合については児童数の減少だけに注目するのではなく、地域コミュニティーの意識の醸成、地域の声というものが大変重要だと考えます。このようなことからも、私としてはしばらくの間は現在の形で学校運営をしていくことが望ましいというふうに考えます。

また、結小学校の進学先である東安中学校は大垣市との組合立中学校であります。自治体間や地域間の調整が必要となってきますので、将来的には中学校を含めた5校の統廃合や新たな形での義務教育学校、小中一貫校などについて考えていかなければならぬと考えております。そこで、現在、学校のあり方検討準備委員会を立ち上げております。情報収集や意見交換などを交わしているところでございます。今後は、タイミングを見定め、学校のあり方検討委員会へと移行し、統廃合の形態や時期を含めて議論していくというふうに考えております。

以上、傍嶋邦博議員の質問の回答とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長 傍嶋議員。

4番 ありがとうございました。

まず、町長に今答弁をいただいたほうからちょっとお話ししたいと思います。今後の方針のほうからですね。

9月7日に南今ヶ渕の評議員会がありまして、区長からこども園の統合の

説明がありました。そのときに小学校はなぜ統合しないのかという質問とか、あと早急に統合すべきだという結構強い意見もございました。メリットとして、そちらの資料に書いてあったんですけど、こども園から中学校まで継続した教育が可能とありましたが、現状ではそのメリットがなくなっちゃうような形かな、3つに分かれちゃうので、先ほども申し上げたように中1ギャップによる不登校の減少を図るためにも、できれば早い段階で統合を進めていただいたほうが生徒のためにもいいのかなと思います。

今回は財政についての質問ですので、この話はまた別の機会にさせていただくとしまして、それでは今後の方針としてなんですけど、屋内運動場の空調設備の整備は名森、牧、結の3小学校については来年度の令和8年度に工事予定、登龍中学校が令和9年度で、東安中学校が令和10年度、そして総合体育館が令和11年度から12年度に工事予定であるとお聞きしております。

こちらの総費用としまして、3億5,000万円から4億円ほど見込んでいるともお聞きしておりますが、かなり大きい金額ですけど、国や県からの補助、先ほどもおっしゃってみえましたが、そちらを差し引くと、町からの持ち出しは2億円程度あればいいのかなと私は考えておるのですが、その程度であれば今のままでも対応し切れない金額ではないとは思います。しかし、赤字改善を図ることによって、令和12年度までかかる工事の期間を先送りにして短縮したりとか、その金額で別の住民サービスの向上に充てができると思っております。年々気温が上昇していく中、空調設備の整備は一年でも早くやっていただきたいのが本音です。

また、目まぐるしく変化していく社会において、住民サービスの多様化が自治体にも求められています。ぜひ町長にはそのような選択といいますか、お導きをお願いいたします。こちらについては再質問はないんですけど、質問1のほう、見解のほうですね。

もちろん、借金は少ないほうが、ないほうがいいに決まっていますし、貯金は多いほうがいいのは言うまでもありません。今の安八町は安心できる財政ではないものの、数年前と比べると見違えるほど改善したと私は考えております。ここ数年、町職員の皆さんや各地区の区長さん、そして住民の方からも、安八町はお金がないとか安八町は貧乏でという言葉をよく耳にしました。しかし、令和6年度の決算を見る限り、決して裕福とは言えませんが、

貧乏という位置づけではなくなつたのではないかと私は感じております。これは、地方財政を担っていた岡田武史元副町長のおかげであるとも思っております。ここにはお見えにはなりませんが、心より感謝申し上げます。

話を戻しまして、企業誘致が進む中、当町は土地開発公社にて多額の負債を抱えております。令和6年度の一般会計決算がよかつたのも、その負債分が一般会計から外されているからといつても過言ではありません。

そこで副町長にお聞きいたします。

再質問といたしまして、土地開発公社における令和6年度決算の借入金合計額と、今後その借入金額が一般会計に対して影響を及ぼす可能性があるのでしょうか。見解を求めます。

議長 副町長。

副町長 再質問にお答えいたします。

土地開発公社の長期の借入金といたしましては、今35億4,000万円ほどでございまして、負債の合計といたしましては45億6,000万円というふうになっております。ただこれは、今のスマートインターチェンジ辺りの工業団地の土地の造成でありますとか、その辺のために銀行から借入れを行つておるということで、そこが売却できましたら当然そこの企業さんから入つてくるお金でございますので、それは差引きでなくなるというふうに考えております。そういった意味でも、現在の45億6,000万というのは全ての債務ということになりますので、それがなくなりましたらそういうことが解消されますので、今後の数年後、それが解消されれば町財政がそれに大きく影響されるということはないであろうというふうに考えておるところでございます。

〔4番議員挙手〕

議長 傍聴議員。

4番 ありがとうございます。

安心しました。町財政を見ていく上でかなり重要視される標準財政規模が同じくらいの自治体を県内でちょっと探してみました。すると、八百津町が一番近い数字だったんですけど、資料のほうには載っていないんですが八百津町は令和5年度、将来負担比率はなし、実質公債費比率は3.4%ととても健全な財政でした。どこが違うのかなと見ていったんですけど、歳入歳出とも安八町と同等でですね。財政調整基金、貯金のほうも同じくらい、経常収

支比率も変わりませんでした。

ただ、地方債現在高、借金が安八町の半分以下でした。また、神戸町や輪之内町と比べても、地方債の残高は群を抜いて安八町が多いです。各自治体で行っている事業、または行ってきた事業が違うので、単純に比較はできないのは分かっておりますし、過去からの積み重ねでそうなったのであり、町長、副町長の責任だとは、そちらも考えておりません。しかしながら、これから改善していかなければならぬ責任は、町長、副町長をはじめ議員、そして職員の皆様にあると思います。

赤字運営施設の改善や学校統合というのはとても大変で、住民の同意を得る難しさや時間を要するということも理解しております。ですが、そういう取組が財政改善への一番の近道であり、今後の住民サービスへの基となるのではないでしょうか。町長、副町長におかれましては、さらなる財政健全化に向けて御尽力いただきますことをお願いいたしまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。以上です。ありがとうございました。

議長 続けます。7番 石原英一議員。

7番 私からは、投票率を上げるための施策をということで一般質問させていただきます。

当町の町議会議員選挙の投票率は、2011年74%、2019年に58%、2023年51%、ちなみに2015年は無投票でした。近年の全国の地方議員選挙の傾向から予測すると、再来年2027年の町議会町議選の投票率は50%を切る可能性があります。有権者の半分以下の信任で出来上がった議会が町の未来を決めることは望ましいことではありません。日本の投票率は世界200か国中158位というデータも出ており、社会問題でもあり、投票率の改善は1自治体が取り組むことは困難です。それでもやはり自治体として投票率を上げていくための施策を考え続けていく必要はあると考えます。

そこで、3点の観点から提案と質問をさせていただきます。

1点目は、主権者教育です。

現在当町では、小学校は子供議会、中学校は町長と語る会、町議会のほうでは今年から議会報告会など主権者教育に取り組んでいます。投票率改善に与える効果は数字で見えにくく、見えたとしても時間はかかりますが、継続的に町の問題を自分の問題として、一人でも多くの子供たちに町政に興味を

持ってほしいと考えています。とはいっても、現在の学習指導要綱の中で、これ以上主権者教育に時間を割くことは難しいことも承知しています。

そこで、学校としてではなく教育委員会として、生涯学習講座にシムシティなどまちづくりのゲームソフトで遊びながら、税金、公共サービス、住民の満足度の関係性をゲームを通して学び、まちづくりに興味を持つてもらえるようプログラムを主権者教育の一つとして、加えてみてはいかがでしょうか。

そして2点目は、選挙割サービス、こちらの選挙割とは投票を行うことで得られる特典や割引のことで、2007年から始まったサービスです。選挙啓発活動と営利活動は分けるべきという反対意見も根強くあり、2017年時点までは730店と伸び悩んでいましたが、2024年は1,500店舗、2025年2,500店舗と急速に伸びてきています。先日の参院選では、大手サイトショッピングが参加したことも話題になりました。

当町で実施するとなると飲食店や小売店、美容室などサービスを受けることが考えられますが、公職選挙法を考慮した店舗選びなど、このサービスはまだまだ過渡期で難しい側面もあります。よって、市では事例があつても町村の自治体では事例が少なく、3年前の山梨県富士川町、大体人口規模でいようと当町より少し小さくて、約1万3,000人規模の町で実施された程度です。しかも、富士川町議選の投票率は導入前71%、導入後67%と下がりました。こちらは効果がなかったと判断するのか下げ止まりの効果があつたと判断するのか、いろいろな様々な専門家の間でも難しいそうです。

しかし、選挙割は今後伸びることが予測され、まだほかの自治体がやられていないので、当町が導入した場合の話題性による投票率アップを狙うことを考えると選択肢として検討してみる価値はあると思うのですが、いかがでしょうか。

そして3点目は、現在は別々に行われている町議選と町議会議員選挙を統一選挙に変更、検討することです。

今春、海津市にて別々に実施されていた市長選と市議選を統一選挙に変更して行われました。これは選挙に係る経費削減の目的もありますが、投票率の向上を狙った側面もあります。結果はというと、市長選が数ポイントアップ、市議選の投票率は58.6%から58.5%とほぼ横ばい、こちらも分析は難し

く、統一選挙としても投票率は変わらないという意見もあれば、世の中の地方議員選挙の投票率の減少率からいいたら下げ止まりの効果はあったという意見もあります。

もし当町で実施するとなると、3月議会にて自主解散することになり4月まで町議会議員不在、任期などの条例変更、そして二元代表制の選挙意義など様々な側面から検討が必要で、統一選挙への変更は政治学の専門家の間でも賛成と反対に意見は分かれます。どちらにしても、町議会議員の皆様の意見を伺った上での提言にはなりますが、その前に統一選挙に変更した場合、行政としてのメリット、デメリットなど見解を求める。

議長 梅村教育課長兼ハートピア安八館長。

教育課長兼ハートピア安八館長 石原英一議員の1つ目の御質問、主権者教育についてお答えいたします。

選挙年齢が引き下げられ、小・中学生の段階から主権者教育が重要視されるようになりました。現行の学習指導要領では、どの地域や学校でも力がつくように主権者教育に特化した指導資料を示したり、学校現場では各教科や特別活動の中で小学校3年生から中学校3年生まで継続的に指導をしています。また、主権者教育は学校教育だけではなく家庭や地域社会も含めた社会全体で取り組むべきものとされており、新聞やテレビのニュースに着目し社会の動きや政治に関心を持たせることは、家庭教育でも実施できることと考えます。

安八町では、石原議員に御紹介いただいたように、町行政を身近に考えられるよう工夫をしています。子ども議会を実際の議場で行ったり、今年度は町長と語る会を中学2年生で実施し、よりよい町となるよう自分たちが考え提案したことを3年生で実現させ、3年生時にも再度行政と語る場を位置づけるなど学びの連続性を図っています。また、社会への参画意識を高めるために、地域清掃活動やボランティア活動への参加を促し、町行政への興味関心がより高まるよう改善をしています。

議員がおっしゃられましたシムシティは、政治、経済、環境問題など現実の都市が抱える課題をゲームを通じて体感できるため、社会の仕組みを学ぶきっかけになるとを考えます。単なるゲームとしてではなく都市計画や社会の構造を考える教材としても評価されているとお聞きしております。そのため、

先進的な取組をしている自治体等の状況を研究し、新たな生涯学習講座等の創造など、当町におきまして適した取組を検討してまいりたいと考えます。

以上、石原英一議員の1つ目の質問の回答とさせていただきます。

議長 河合総務課長。

総務課長 石原英一議員の投票率を上げるための施策をの2点目の御質問、選挙割サービスについてお答えをいたします。

選挙割サービスのメリットは、投票に行くことへのインセンティブとなり、特に若年層やこれまで選挙に関心が薄かった層の投票を促す効果が期待できるとともに、サービスを利用する人が増えることで店舗の集客が増え、地域経済の活性化に寄与する一面も見られると思います。一方、投票済証の使い回しによる不正利用のリスク、さらにはサービスを提供する店舗側にとっての割引分のコスト負担や投票済証の確認といった手間が発生し、これらの負担が経営にマイナスの影響を及ぼす可能性も懸念されます。選挙割サービス目当てで投票する人が増えたとしても、石原議員が御懸念のとおり、それが政治への本質的な関心の高まりにつながるかどうか不明確な面もあります。各商店など民間の自発的な取組には否定をいたしませんが、町としての積極的な導入に当たっては十分に調査、検証を行い、慎重に進めていく必要があると考えます。

3点目の御質問、町長選挙と町議会議員選挙を統一選挙に変更検討についてお答えをいたします。

町長選挙と町議会議員選挙を統一選挙に変更した場合、行政としてのメリットとしては、選挙の執行にかかる人件費、印刷費、郵送費など大幅な経費削減につながるほか、投票や開票での立会いが一度で済み、立会人の負担軽減が上げられます。さらに、住民の声を町政に反映させる重要な選挙が同時に行われることで有権者への選挙への関心の高まりと相乗効果による投票率の向上、または下げ止まりにある程度の効果が期待できると考えられます。一方、大きな行政のデメリットはないものと考えます。

いずれにいたしましても、町といたしましては、広報紙、防災行政無線、ポスターや懸垂幕など、各種媒体を活用した広報活動に加え、着ぐるみを用い、成人式や出初め式、運動会など、選挙の投票日に近い各種イベントに出向き投票を呼びかけたりして、投票率の向上に向け取り組んでまいりました。

引き続き創意工夫を凝らし、町選挙管理委員会と強く連携を図り、投票率の向上に向け効果的な啓発活動に努めてまいります。

以上、石原英一議員の2点目と3点目の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長 石原議員。

7番 答弁ありがとうございました。

まず最初の1つ目、シムシティの話なんんですけど、民間人校長の先駆けで藤原和博さんという方がいらっしゃるんですけど、彼がリクルートから杉並区の和田中学校というところに校長先生で赴任したときに、総合学習の時間でよのなか科というのをやられました。世の中のことを学ぶための科です。それ、何度か僕は伺ったんですけど、そのときにシムシティを使ったんですね。やっぱりもちろんゲームなので、子供たちはすごく実際にやって、自分がシミュレーションしていく、ある程度のところで自治体の長、安八町でいったら町長が登場して町長に話を聞いてもらう。そうすると、もう全然伝わり方が違うんですよ、子供たちの真剣度具合が違うし、質問も違うんです。そういったところでやっていくということはやっぱりいろいろなツールを使っていく上で同じことをやるんでも伝わり方が違うということで、こういったものを使っていくというのも一つの手なのかなとは思います。

選挙割に関しては、僕のほうも引き続きいろいろ調べてみたいと思います。取材を続けたいなと思います。

あと、最後の統一選挙なんですけれども、これは有権者の方に聞いたら大体最初に返ってくるのが、一回で済むんだったら楽でええわというのが大体です。また、今ちょうど話題になっている伊東市のように市議会を解散して今選挙の費用がこれぐらいかかるんだということが焦点に当たってくるとそういういたところにも注目が集まってきて、やっぱり経費の削減のところで、大体皆さんも、もう皆さん町民の方は賛成になってくると思います。

ただ、やっぱり日本人って民主革命をしたことがないので二元代表制の意義というのはなかなか伝わりにくいので、そういった意味でも、選挙というものに関してはやっぱりいろいろ皆さんができる機会にしていただきたいなと思っているので、どちらにしても、統一選挙も含めて、ほかの選挙割にし

ても、あとは主権者教育にしても行政と議員の両輪で、皆さんで協力しながら上げていこうということは変わらないので、今後ともよろしくお願いいいたします。再質問はありません。一般質問を終わります。

議長 続けます。5番 坂悟議員。

5番 議長より発言の許可がありましたので、私からは2点ほど質問させていただきます。

まず最初に1点目は、水泳授業についてということです。

近年の水泳授業は様々な課題に直面している。熱中症リスクや教員の負担に加え、学校のプールは1960年から70年代に造られたものが多いため、老朽化の問題も抱える。こうした状況を背景に、授業を民間委託するケースは年々増加し、スポーツ庁の調査によると、民間のスポーツクラブを利用しインストラクターに指導・協力してもらう小学校は、22年度は全体の3%だったが、24年度は7.2%。中学校は1.9%から2.9%に増えた。個別の会社名なので、Kスポーツ（東京）、Rサンスという形で質問させていただきますが、Kスポーツ（東京）は24年度は、公立小・中学校の120校（48自治体）、Rサンス（東京）も今年6月時点の段階で112校（58自治体）と契約を締結という形です。

東京都多摩市や京都市、福岡市など全国の学校で民間委託が始まっている。

学校の水泳授業がさま変わりしている。熱中症予防やプールの老朽化などを背景に、民間スポーツクラブに授業を委託したり、複数校によるプールの共同利用を模索したりする動きが各地で広がっている。こうした対応策が難しい場合には、実技を廃止する学校もあり専門家は「地域の事情に応じた工夫が必要だ」と指摘している。

一方で、水泳授業は水難事故防止や健康増進の観点から重要であるという考え方もあり、各自治体の様々な取組が行われています。

近年、学校施設の老朽化や教員の負担増、熱中症のリスクなどの課題もありプール授業の在り方を見直す動きがあります。

一例ではありますが、最新の話なんですけど、広島県福山市の小学校で、水泳授業を校外の公共・民間施設の屋外プールで実施する動きが広がっている。本年度は市立全69校のうち31校が導入、連日の厳しい暑さの影響を受けないほか、老朽化する学校プールの維持管理費を削減できるという。インス

トラクターの指導で、授業内容が充実し、教員の負担軽減にもつながると好評だ。市教委は今後も拡大したいとの考えで、かつて当たり前の風景だった学校プールの活用は少数派になりそうだ。指導をしたのは教員と民間のインストラクター計20人、担当した教諭33歳は、専門的指導を受けて水泳が好きになった子もいる。学校のプールのように塩素濃度や気温と水温の差を測る作業も必要なく教員の負担も減ったとうなづく。市教委によると、市内で2020年度、県内他市町村に先駆けて校外施設での水泳授業を3校で開始、導入する学校は毎年増え、今年度は7校が加わった。公共3、民間7の10施設で実施している。施設、学校を往復するバス代やインストラクターへの謝金など、今年度の費用は31校で計約8,540万円。一方、31校全てで学校のプールを使う場合は、水道や薬品代、長寿命化の修繕費などで計1億2,700万円が必要と市教委は試算するとありました。

また、近年学校プールを廃止された自治体、一例ですけど、2025年は沼津市がプールの老朽化などを理由に中学校17校で廃止、2024年は愛知県大府市が廃止、2023年鯖江市、こんな感じですよね。

それで先日、全国の市町村のセミナーに行って僕も聞いてきたんですけど、都市部の議員の方はもうほとんど小学校は民間に委託し始めている、全部じゃないんですけどという御意見をいただきました。

その関連で質問をしますけど、来年度以降、安八町の水泳授業の方向性を御回答お願いしたいと思います。仮に継続使用をする場合には特に、今年もそうなんですけど、高温化するプール、授業中での熱中症対策は今後どのようにされますか、水泳授業を7月から6月に前倒ししているという話も、実際の対策を打っているのは伺っていますが、その辺りを御回答お願いしたいと思います。

2つ目の質問は、使用済みリチウムイオン電池のリサイクルの向上ということです。

リチウムイオン電池を内蔵したモバイルバッテリーやスマートフォンなどの携帯電話、それに加熱式たばこの3つの品目について、来年4月からメーカーに対して回収とリサイクルが義務づけられる見通しになりました。リチウムイオン電池はモバイルバッテリーなどに使われていますが、家庭ごみとして捨てられ火が出るなどの事例が相次いでいて、環境省によりますと、

2023年度、ごみ収集車やごみ処理施設で発生した火災などの件数は2万1,000件余りに上がっているということです。

このため、政府はモバイルバッテリーやスマートフォンなどの携帯電話、それに加熱式たばこの3つの品目について製造・輸入・販売を行う業者に対して、回収とリサイクルを義務づける方針です。

具体的には、まず政令で、回収とリサイクルを義務づける製品、3つの品目を追加し、来年4月の法改正に合わせて運用を始める見通しです。また、取組不十分な業者には指導を行ったりする上で、それでも従わない場合には50万円以下の罰金を科す方針です。一方、利用者には罰則規定はありませんが、政府は今後適切な廃棄方法について周知することにしています。

安八町の使用済みリチウムイオン電池回収は、小型家電リサイクル法に基づき、役場1階外など数か所に小型家電回収ボックス、または役場充電池回収場などで可能だと聞いています。発火防止の観点から、分別回収パンフレットにハンディータイプの扇風機などの図柄を入れ、より安全にリサイクルを進めるお考えはありませんか。

以上2点について、御回答をお願いします。

議長 青山教育長。

教育長 坂悟議員の1つ目の質問の安八町の水泳の授業の方向性についてお答えします。

安八町内の学校プールは、小学校が1990年代前半、中学校が1990年代後半に造られており、竣工後27年から37年を経過しています。現在、結小学校のプールの底面塗装に一部剥がれがあるため、補修しながら使用していますが、ほかの4校のプール自体には大きな問題はありません。そのため、今年の夏も自校のプールを利用し、午前中の涼しい時間帯に水泳の授業を位置づけながら熱中症のリスクを回避して、順調に規定の授業内容を実施しました。今年の夏に5校全体でプール開催に必要とした経費は約250万円で、児童・生徒1人当たりにすると約2,000円です。

一方、学校のプールを使用せず、民間施設を使用して授業を行うと仮定しますとバス代や授業料を含めると経費は5校で1,450万円となり、1人当たり約1万1,500円かかると試算しております、自校でのプールの開催のほうが経費的には優れています。また、プールを使用せず座学で授業を実施すること

も可能ですが、最近は水に慣れないことで起きる水難事故も増えており、知識だけでは実際に水に浮いたり水を楽しんだりする経験もなく、しかも必要な泳力をつけることができず義務教育を終わることになってしまいます。安八町の子供たちには、様々な経験や学習を通して必要な力を身につけ、力強く未来を切り開いていってほしいと願っています。

以上の理由から、現時点では来年度以降も各校のプールを使用して水泳の授業を継続したいと考えます。

しかし、坂議員の御指摘のように、昨今の地球温暖化の影響により熱中症のリスクが今後も高まりますので、今年度の授業実績に基づき、水泳の開催時期を6月上旬に移動し、授業時間帯も午前中の涼しい時間に位置づけたいと思います。さらに、体育館の空調設備が整えば、7月の高温の時期には空調を利用した涼しい体育館で表現運動や器械運動を学習することも可能となり、水泳の時期を今より1か月早い5月半ばに実施することもできると考えます。子供たちに安全・安心で質の高い教育を提供できるような教育環境を整えるのも、教育行政の大きな責務だと感じています。今後も施設の老朽化等の課題に向き合いながら、よりよい解決策を継続して検討してまいります。

以上、坂悟議員の1つ目の質問に対する回答とさせていただきます。

議長 定益生活環境課長。

生活環境課長 坂悟議員の2つ目の御質問、使用済みリチウムイオン電池のリサイクル向上についてお答えいたします。

リチウムイオン電池は、小型軽量で高出力大容量であり、繰り返しの使用や高速充電が可能であることからスマートフォン、ノートパソコン、コードレス家電や電気自動車等で幅広く使用され、私たちの生活の利便性を高めています。

一方で、廃棄物処理施設や収集運搬車両等において、リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品に起因する火災事故等が頻繁に発生するなど深刻な課題となっています。

幸い、当町においてはこれまでにこのような事故等は発生しておりませんが、今後事故等が起こる可能性はないとは言えません。現在、町では役場庁舎西側とむすぶテラスでリチウムイオン電池の拠点回収を行っており、取り外しができない電子機器や家電製品は役場東玄関に設置の小型家電回収ボッ

クスでの回収を行っております。また、毎年町が開催しております廃棄物減量等推進員研修会でも適切な廃棄の方法について研修を行っておりますが、リチウムイオン電池がどのような製品に使用され、どこで回収されているのか町民の皆様に十分に浸透していないように感じているところでございます。

そこで議員御提案のように、そうしたことについて、広報紙や毎年3月に各世帯に配付しておりますごみ収集計画表に品目名やイラストを用いるなど、分かりやすく具体的に示すことで広く周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、坂悟議員の2つ目の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長 坂議員。

5番 丁寧な説明ありがとうございました。

2つ目のリチウムイオン電池の回収については、来年以降に法制化になるということもあるのでこれからということで、特に、やっぱり心配している火災等が発生しないように最善の努力を我々も含めて、町民に周知できるようにやっていく、ぜひともお願ひしたいと思います。

1つ目のプール授業ですけど、かかった費用と見積りの費用では非常にお安くできる、お安くと言ったら失礼ですけど、仮に民間委託をしても1,200万円ほどで済むということなんですか。今、現状使っているのが大体二百何十万なので確かに現状、僕は全然いいとは思うんですけど、プールの改修を20年ぐらい前にやったというのは非常に、僕も知っていて、安八町のプールはよその自治体に比べたら割といい状態だという認識はあるんですが、仮にプールを一つ改修しようと思ったら数億円かかりそうな雰囲気なんですね。あと10年、20年は大丈夫だという話だったらいいんですけど、そういうのを実際に検討課題にというんですか。当然耐用年数で改修までは何年とかいうのは決まっていますので、本来はそういうのを見ながらですね。

いざお願ひしようと思っても、もう民間の施設がほかの学校にみんな配分でなくなってしまって安八町はできないとか、僕が一番心配しているのはプール授業、僕も水泳をやるんですけど、スイミングクラブへ通っていますので、水泳授業が子供たちからなくなるというのは非常に寂しい状態なのでぜひともそれだけはないようにやっていただきたいと思います。特にこの件に

については、ほとんど要望なので再質問はありません。以上です。

議長 それでは、ここで暫時休憩といたします。11時25分から再開をしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(午前11時11分 休憩)

(午前11時24分 再開)

議長 では、再開をいたします。

一般質問、1番 栗原宏行議員。

1番 ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、私のほうからは2点質問をさせていただきます。

まず1番、防災訓練の活性化について。

今月9月1日は防災の日、関東大震災の発生日で災害への備えを考える日として制定されています。昨年の能登半島地震、また豪雨災害は記憶に新しいことかと思います。また、日向灘地震を受けて南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意報が発表されて不安な日々を過ごしました。

安八町におきましても、9月12日、9.12水害は忘れることがない災害として経験しております。災害への備えはできているのでしょうか。防災訓練は一人一人が防災意識を高め、自助、共助、公助を通し、より多くの命を守ることができる備えと考えます。8月に地元自治会開催の防災訓練に参加しました。コロナ禍もあり久々の防災訓練は新鮮で、防災意識向上に役に立ったと思いました。

そこで他の自治会の取組が気になり、直近4年間の防災訓練開催状況を資料1にしてみました。令和元年末コロナ禍以降、防災訓練の取組が低調なままで、問題ではないかと感じます。

町としての所見と対策を伺います。

2番目、地区公民館の耐震補強について。

安八町庁舎をはじめ小・中学校校舎、体育館等町指定避難所は、耐震対策が取られています。また住宅におきましても、昭和56年5月以前に建てられました住宅は新耐震基準を満たしていないということで、耐震診断また耐震改修工事が公的支援制度により、耐震化が促進されていると理解しております。耐震の備えとして建物の耐震化、強化は重要と考えます。

ところで、各コミュニティーの活動拠点である自治会の公民館、コミュニ

ティーセンター等建物の耐震性について把握されていますでしょうか、また支援策はどのようにになっていますか、質問させていただきます。お願ひします。

議長 河合総務課長。

総務課長 栄原宏行議員の1点目の御質問、防災訓練の活性化についてお答えをいたします。

地区主催の防災訓練の実施につきましては、栄原議員御指摘のとおり、新型コロナウイルスが流行した令和2年頃から低迷し、5類移行後も地域コミュニティの希薄化の進行などにより、訓練の実施は伸び悩んでいる状況でございます。防災訓練は、住民の防災意識を高め、災害時の適切な行動を習得するための重要な機会であり、災害に対する備えを強化するためには、地区の防災訓練の活性化は喫緊の課題でございます。今後も、区長会において地区防災訓練実施交付金の積極的な活用による実施を呼びかけ、住民が主体的に防災訓練に参加できるよう訓練メニューの提案、資機材の貸与、講師の紹介など引き続き支援を行ってまいります。

さらに、防災士などの資格を有する住民が中心となって活動する防災組織の整備を今年度進めているところであります、そのための防災士資格の取得に必要な経費を一部助成する制度も創設したところでございます。今後は、地区防災の主導者となる担い手を育成し、地区と連携を図り、地域住民への防災意識の醸成や防災訓練の活性化を図っていきたいと考えております。

2点目の御質問、地区公民館の耐震補強についてお答えをいたします。

地区公民館、コミュニティーセンター等の耐震性については、町として把握はいたしておりません。しかしながら、これらの施設は建築年度も古く、集会所という広い空間を有していることから、耐震性は低いものと見込んでおります。安八町地域防災計画における町の指定避難所は、各小・中学校、総合体育館及びむすぶテラスの7か所を指定しております。これらは、議員御指摘のとおり、国の耐震化基本方針に従い、順次建築物の耐震診断や耐震改修、さらには電灯や時計、額縁などの落下防止対策として非構造部材の耐震化も進めてきたところでございます。また、今年度は小・中学校の体育館に空調設備の設置に向け、現在設計を進めており、指定避難所としての機能充実も図っているところでございます。

一方、地区公民館等は各地区の自主避難所としての位置づけであることから、耐震化に特化した町の支援策は今のところございませんが、今後、地区からの御要望があれば、現行の公民館の新築、改修を対象とした地区管理施設等整備補助金に耐震化メニューを追加するなど支援策を検討していきたいと考えております。

以上、棄原宏行議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 棄原議員。

1番 丁寧な御返答ありがとうございます。ぜひ、各自治会に情報を発信していただき、防災・減災に役立てていただきたいと思います。

防災訓練に関して追加質問させていただきます。

最近、外国人住民が増加していると感じます。外国人の方への防災訓練、また災害情報等の伝達など取組はどうなっているでしょうか。近隣市町村では防災訓練等を実施しているところもあるようですが、当町はどうなっていますでしょうか。よろしくお願ひします。

議長 河合課長。

総務課長 棄原宏行議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ただいま議員が言われましたように、安八町に多くの外国人が、今転入をしてみえているところでございます。特段現在のところ外国人を対象とした防災訓練は実施しておりませんが、今後は企業誘致等もこれから進んでくることから、そういう外国人を対象とした防災訓練も必要になってくるかと思います。ただ、情報の伝達につきましては、「あんぱちナビ」というところで多言語が活用できるシステムもございます。そういうところを広く周知して、非常時の情報が外国人に伝わるよう周知啓発に努めていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

〔1番議員挙手〕

議長 棄原議員。

1番 ありがとうございます。災害に強いまちづくりということで、ぜひ住民、それから安心・安全、また本当に家族はもちろん地域の皆さんの命が守れるよう、平時から防災・減災について意識向上に努めていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 以上で一般質問を終わります。

議 長 日程第3、特別委員会報告を行います。

本定例会の休会中に議会改革特別委員会が開催されましたので、報告を求めます。

議会改革特別委員長 傍嶋邦博議員。

4 番 議会改革特別委員会の報告をいたします。

本委員会における事件は、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

記といたしまして、日時、令和7年9月2日火曜日、午後2時30分から。

出席者、委員全員、議会事務局長。

事件及び審査の報告、議会報告会について協議を行い、来年度以降も議会報告会を続けていくために、開催方法等を今後も検討していくことといたしました。

少数意見留保の有無はありません。

その他、特別ありません。

以上、報告を終わります。

議 長 以上で特別委員会報告を終わります。

議 長 日程第4、常任委員会報告を行います。

日程第5、議第55号から日程第27、認定第7号までは、各常任委員会に付託いたし、それぞれ審査されましたので、両委員長より報告を求めます。

民生文教常任委員長 西松幸子議員。

3 番 民生文教常任委員会の報告を行います。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記といたしまして、日時、令和7年9月4日木曜日、午前10時から。

出席者、委員全員、関係執行部、西松こども家庭課主幹兼総括委員長が欠席のほかは全員出席。

付託事件及び審査の結果、議第58号 安八町収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例制定については、審査の結果、全員一致で、原案どおり承

認しました。

議第66号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第4号）は、当委員会の関係分を審査した結果、全て全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第67号 令和7年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議第68号 令和7年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、審査の結果、全員一致で原案どおり承認しました。

認定第1号 令和6年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定については、当委員会の関係分を審査した結果、全て全員一致で原案どおり認定しました。

認定第2号 令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和6年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和6年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和6年度安八郡安八町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、全員一致で原案どおり認定いたしました。

少数意見の留保はございません。

その他、委員会現地視察は、中央こども園に設置した日よけ、安八温泉健康増進施設改修箇所を視察し、担当者から説明を受けました。

以上です。

議長 総務産建常任委員長 坂悟議員。

5 番 令和7年9月10日、安八町議会議長 岩田譲治様。総務産建常任委員会委員長 坂悟。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記、日時、令和7年9月5日金曜日、午前10時から。

出席者、委員全員、関係執行部、土岐税務課長補佐が欠席のほかは全員出席。

付託事件及び審査の結果、議第55号 安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第56号 安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第57号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一

部を改正する条例制定について、議第59号 安八町下水道条例の一部を改正する条例制定について、議第60号 安八町水道給水条例の一部を改正する条例制定について、議第61号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第62号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について、議第63号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について、議第64号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、議第65号 和解及び損害賠償の額を定めることについては、審査の結果、全員一致で原案どおり承認しました。

議第66号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第4号）は、当委員会関係分を審査した結果、全て全員一致で原案どおり承認しました。

議第69号 令和7年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第1号）、議第70号 令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、審査の結果、全員一致で原案どおり承認しました。

認定第1号 令和6年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定については、当委員会の関係分を審査した結果、全て全員一致で原案どおり認定しました。

認定第6号 令和6年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について、認定第7号 令和6年度安八郡安八町公共下水道事業会計決算の認定については、審査の結果、全員一致で原案どおり認定しました。

少数意見の留保の有無、ありませんでした。

その他で、委員会視察は、役場2階の電算室を視察し、該当担当者から説明を受けました。

以上で報告を終わります。

議長 以上で常任委員会報告を終わります。

議長 日程第5、議第55号 安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第55号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第6、議第56号 安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第56号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第7、議第57号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第57号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第8、議第58号 安八町収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第58号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第9、議第59号 安八町下水道条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第59号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第10、議第60号 安八町水道給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第60号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第11、議第61号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第61号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第12、議第62号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第62号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第13、議第63号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第63号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第14、議第64号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第64号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第15、議第65号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第65号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第16、議第66号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第66号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第17、議第67号 令和7年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第67号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第18、議第68号 令和7年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第68号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第19、議第69号 令和7年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第69号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第20、議第70号 令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第70号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第21、認定第1号 令和6年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は原案どおり認定することに決定いたしました。

議 長 日程第22、認定第2号 令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

議 長 日程第23、認定第3号 令和6年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案どおり認定すること

に決定をいたしました。

議長　日程第24、認定第4号　令和6年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長　討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長　異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

議長　日程第25、認定第5号　令和6年度安八郡安八町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長　討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長　異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

議長　日程第26、認定第6号　令和6年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長　討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長　異議なしと認めます。したがって、認定第6号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

議 長 日程第27、認定第7号 令和6年度安八郡安八町公共下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

議 長 日程第28、議第71号 意見書第1号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

坂悟総務産建常任委員長。

5 番 それでは、提案説明を申し上げます。

議案書、13ページをお願いします。

発案書。議第71号 意見書第1号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について。

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について別紙のとおり発案する。

令和7年9月11日提出。提出者、安八町議会総務産建常任委員長 坂悟。安八町議会議長、岩田讓治様。

15ページをお願いします。

それでは、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書。

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、人権国家を標ぼうする我が国にとってはもちろん、住民がえん罪被害となり得る地方自治体にとっても、えん罪の防止やえん罪被害の救済は重要な課題と言える。

えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」があるが、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第4編「再審」）には、再審請求手続の審理の在

り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判所によって異なっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要であり、過去の多くのえん罪事件では、捜査機関の手元にある証拠が再審段階で初めて明らかになり、それがえん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みが必要不可欠であるが、現行法にはそのことを明文化した規定が存在せず、証拠開示がなされている制度的保障はない。そのため、対応する裁判官や検察官によって、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、この是正には、証拠開示のルールを定めた法律が制定されなければならない。

また、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判で行われることが予定されている。そして、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきである。

今般の情勢として、いわゆる「袴田事件」で再審無罪判決が確定し、さらに「福井女子中学生殺害事件」で再審無罪判決が言い渡された事実があり、これは現行法が有する欠陥の是正が急務であることを如実に示すものである。

よって、国においては、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、刑事訴訟法の再審規定について、これらの趣旨を踏まえた改正を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月11日、岐阜県安八郡安八町議会。

意見書の提出先として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官。

以上でございます。

審議のほどよろしくお願いします。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第71号 意見書第1号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第29、議第72号 安八町町民栄誉賞条例の制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

河合総務課長。

総務課長 議案書の17ページをお願いいたします。

議第72号につきまして御説明申し上げます。

議第72号 安八町町民栄誉賞条例の制定について。

安八町町民栄誉賞条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年9月11日提出。安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、安八町町民栄誉賞を創設するため、本条例を制定するものでございます。

1枚はねていただきまして、19ページをお願いいたします。

安八町町民栄誉賞条例第1条、目的といたしまして、社会に希望と活力を与える、本町の名を高め、広く町民から敬愛される者に対し町民栄誉賞を贈り、その栄誉をたたえることをうたいいます。

第2条、対象者といたしまして、第1項では、町民栄誉賞は、町に居住しもしくは居住していた個人または町に所在する団体とし、第2項では、町長が特に必要と認めた場合には、町民等以外の個人や団体にも対象とすることを規定いたします。

第3条、表彰の決定といたしまして、町民栄誉賞は、町長が安八町町民栄誉賞審査委員会の意見を聞いて決定することといたします。

第4条、審査委員会として、委員会の委員の定数は10人以内とし、議会の代表者、公共的団体の代表者、町長が必要と認める者のうちから、その都度、町長が委嘱または任命することとし、委員会には委員の互選による委員長を置き、委員長は委員会を代表して議事を総括することを規定いたします。

第5条、表彰といたしまして、町民栄誉賞の表彰は、町長が表彰状及び記念品を授与することといたします。また、個人の受賞者が表彰前に死亡した場合には、表彰状及び記念品は遺族に贈呈することといたします。

第6条、公表として、町長は、町民栄誉賞を授与した者の業績を公表するとともに、それらを記録し、永く顕彰する方法を講じることを規定します。

第7条は、委任規定でございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第72号は原案どおり可決いたしました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和7年第3回安八町議会定例会を閉会といたします。

(閉会時間 午後0時07分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年9月11日

議長 岩田讓治

議員 森原宏行

議員 渡辺康司